

令和5年 第1回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	令和5年3月7日（火）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	令和5年3月7日 午前9時00分宣告		
応 招 議 員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	1 番 徳 永 貴 久 2 番 林 敬 生 3 番 藤 田 徹 也 4 番 山 上 耕 司 5 番 宮 地 利 雄 6 番 林 康 彦 7 番 池 本 光 章 8 番 大 西 幸 江 9 番 亀 井 文 男 10 番 濱 田 高 嘉 11 番 池 本 興 治 12 番 藏 谷 重 文 13 番 前 田 省 二	
不応招議員	なし		
出 席 議 員	応招議員のとおり		
欠 席 議 員	なし		
自 治 法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 健康福祉部長 消 防 長 総 務 課 長 企画情報課長 住 民 課 長 健康推進課長 海 光 園 長 建 設 課 長 農林水産課長 観光戦略課長 公営事業課長 魚 島 支 所 長 教 育 課 長	上 村 俊 之 村 上 和 彦 清 水 伸 杉 田 和 房 今 井 稔 濱 田 将 典 坂 上 将 人 檜 垣 明 宏 田 房 良 和 竹 林 佳 子 角 濱 信 夫 岡 本 恭 典 藤 田 直 弥 黒 瀬 智 貴 後 藤 隆 宏 大 林 卓 也 梨 木 善 彦

議員・職員 以外で会議 に出席 した者			
会議に職務 のため出席 した者の 職氏名	1 2	議会事務局 局長 議会事務局 課長補佐	山本 勝幸 田房 聡子
町長提出議 案の題目	1 上島町長の給与の減額に関する条例 2 上島町個人情報の保護に関する法律施行条例 3 上島町情報公開及び個人情報保護審査会条例 4 上島町情報公開条例の一部を改正する条例 5 上島町立学校設置条例の一部を改正する条例 6 上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例 7 上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例 8 上島町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 9 上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例 10 上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例 11 上島町消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部 を改正する条例 12 令和4年度上島町一般会計補正予算（第5号） 13 令和4年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第2号） 14 令和4年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算（第1号） 15 令和4年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号） 16 令和4年度上島町公共下水道事業会計補正予算（第1号） 17 令和4年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第1号） 18 令和4年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第2号） 19 令和4年度上島町介護保険事業会計補正予算（第2号） 20 令和4年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第1号） 21 令和4年度上島町浄化槽事業会計補正予算（第1号） 22 令和4年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第2号） 23 令和4年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号） 24 令和4年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第1号） 25 令和5年度上島町一般会計予算 26 令和5年度上島町国民健康保険事業会計予算 27 令和5年度上島町国民健康保険診療所事業会計予算 28 令和5年度上島町へき地出張診療所事業会計予算 29 令和5年度上島町後期高齢者医療事業会計予算 30 令和5年度上島町公共下水道事業会計予算 31 令和5年度上島町簡易水道事業会計予算 32 令和5年度上島町CATV事業会計予算 33 令和5年度上島町農業集落排水事業会計予算 34 令和5年度上島町介護保険事業会計予算		

	35 令和5年度上島町介護サービス事業会計予算 36 令和5年度上島町浄化槽事業会計予算 37 令和5年度上島町魚島船舶事業会計予算 38 令和5年度上島町特別養護老人ホーム事業会計予算 39 令和5年度上島町生名船舶事業会計予算 40 令和5年度上島町上水道事業会計予算 41 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 42 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 43 上島町弓削高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について 44 上島町生名デイサービスセンターの指定管理者の指定について 45 上島町岩城高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について 46 上島町スポーツ合宿村公園の指定管理者の指定について 47 上島町岩城観光センターの指定管理者の指定について 48 上島町岩城農水産物処理加工施設の指定管理者の指定について 49 上島町体験研修施設「知新館」の指定管理者の指定について 50 辺地に係る総合整備計画の策定について
その他の 題 目	1 上島町議会の個人情報の保護に関する条例 2 議員派遣報告について（令和5年上島町消防出初式） 3 議員派遣の件（上島町立中学校卒業証書授与式） 4 議員派遣の件（上島町立小学校卒業証書授与式） 5 議員派遣の件（上島町立小学校入学式） 6 議員派遣の件（上島町立中学校入学式）
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 3番・議員 藤 田 徹 也 4番・議員 山 上 耕 司
会 期	令和5年3月7日～3月16日（10日間）
傍聴者数	10名（男 10名・女 0名）

◎ 開 会

○(前田 省二 議長)

ただいまの出席議員は、全員でございます。

ただいまより、令和5年第1回上島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

また、第1回定例会会期中の会議については、これまでどおりマスクの着用に御協力をお願いいたします。なお、質問席並びに壇上に登壇される職員並びに議員の皆様におかれましては、マスクを外しての質疑、答弁、報告をされても構いません。

以上、御協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名

○(前田 省二 議長)

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番・藤田議員、4番・山上議員に指名をいたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定

○(前田 省二 議長)

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

議会運営委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長 濱田議員、よろしくお願いいたします。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

(濱田 高嘉 議員、登壇)

○(10番・濱田 高嘉 議員)

皆さん、おはようございます。(複数の「おはようございます」の声あり)

議員の皆様、改めてお願いを申し上げます。

マスクの着用については、先ほど議長から話がありましたが、改めて申し上げます。国は、3月13日から個人の判断に委ねる方針を決定いたしました。前田議長と議会運営委員会との協議で、この3月定例議会終了までマスク着用と決めましたので、皆様の御協力をお願いいたします。

それでは、議会運営委員会の協議結果について御報告いたします。

令和5年第1回定例会の開会にあたり、去る2月28日に議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取扱いについては慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日7日から16日までの10日間とし、議事日程については、お手元に配布のとおり進めることに決定しました。

どうか本定例会の慎重なる御審議と議会運営に各段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

(濱田 高嘉 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

ただいま、濱田議会運営委員長より委員会協議の結果につきまして報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から16日までの10日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり) はい。

御異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日3月7日から3月16日までの10日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第3、「諸般の報告」を行います。

令和4年12月19日、CATV庁舎において「新年挨拶の収録」、令和5年1月3日、せとうち交流館において「20歳を祝う会」に議長が出席いたしました。

また、1月27日、松山市において「令和4年度第3回全員協議会」に出席をいたしました。

2月9日、弓削総合支所庁舎において「令和4年度全国離島振興市町村議会議長会総会及び研修会」に、オンラインによる出席をいたしました。

2月10日、弓削港において、行政視察で訪れた鹿児島県瀬戸内町議会議員への挨拶を行いました。

2月11日「建国記念の日奉祝大会」、2月20日「愛媛県政発足150年記念式典」に、松山市において出席をいたしました。

2月21日、弓削高等学校において「令和4年度愛媛県立弓削高等学校第1回振興対策協議会」に出席をいたしました。

3月3日「愛媛県過疎地域協議会会計監査」を松山市において実施いたしました。

3月5日、立石多目的広場において「第34回ゆめしま海道いきなマラソン開会式」に出席をいたしました。

次に、令和4年12月から令和5年2月実施分までの監査委員からの「例月出納検査報告書」の写しを議員の皆様のお手元に配布しております。

いずれも出納関係帳簿、預金通帳、証拠書類等と照合した結果、誤りはなく、検査当日における現金保管状況も適正に実施されている旨の報告をされております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第4、「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許可いたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

みなさん おはようございます。(複数の「おはようございます」の声あり)

まず初めに、お亡くなりになられた方が5万人を超える過去最大のトルコ南部地震に対し、被災された皆様方に心からの御見舞を申し上げます。

御案内のように、今回の震災対応は長期間になります。

2011年の東日本大震災時に、我が国もトルコをはじめ諸外国から温かい御支援をいただいたように、被災地への対応は人道においても大変重要です。

上島町においても、地震発生3日後の2月9日から町内各支所等で募金を募っておりますので、今までと変わらぬ上島町民皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、ウクライナへの侵略は、2月24日で1年が経過してしまいました。今この時点でも、罪のない子どもたちが犠牲になっており、極寒の大陸で電気も途絶え、耐え続けている民間人が多く存在しています。

平和な国、日本に暮らす私たちは、このウクライナの問題に目をそらすことなく、引き続き、関心を持ち続けなければならないと考えております。

本日は、令和5年第1回定例議会を招集いたしましたところ、全員の出席をいただき誠にありがとうございます。

12月定例議会後の行政活動内容や資料についての詳細は、時間の関係上、上島町ホームページ内の町長活動報告に代えさせていただき、この場においては主な事項のみを報告させていただきます。

昨年は、新型コロナウイルスの影響により、「ゆめしま海道駅伝大会」など様々な行事が中止となりましたが、本年は「上島町20歳を祝う会」や「消防出初式」など、3年ぶりに開催できる環境が整ってきました。

「かみじま音楽祭」も7年ぶりに開催することができ、瀬戸内の島々に明るいメロディーが響き渡りました。特に、上島町出身アーティストによる中学校校歌のアレンジ曲は斬新で、感動を覚えました。

先日5日の「ゆめしま海道いきなマラソン」においても、北海道から九州まで広範囲からの御参加をいただき、上島町を知っていただく良い機会となり、交流、関係人口の構築に寄与するイベントであることを再認識いたしました。

政府が新型コロナウイルス感染症に対し、5月8日より2類から5類に位置付け変更すると決定したように、令和5年度が上島町の経済や行事などにおいて以前のような活気を取り戻せることを願っています。

明けて令和が5年になった1月15日から17日にかけて上京し、各省庁や議員会館等へ昨年の御礼と上島町の重点施策に対する陳情を実施してまいりました。その結果、新年度に向けて自治体DXの推進、地域おこし協力隊制度の充実等、最新で多くの情報を得ることができましたので、上島町の担当課と共有することで今後の施策に活かしてまいります。

さて、昨年10月以降、町民の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なる御迷惑と御心配をおかけしました公契約関係入札妨害事件ですが、1月24日、関係者の懲戒処分の公表を行いました。更には、入札制度の見直し、職員倫理規程の整備など、現在、職員一丸となって再発防止に努めております。あわせて、町政運営を指揮する責任者として、自戒のため、私の給料の10分の2を3ヶ月減額する条例を本議会に上程しているところです。今後も引き続き、町民の皆様の信頼回復に向け、誠心誠意取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

1月23日には、岸田首相が施政方針演説を行いました。その中で、「社会課題を成長のエンジンへと転換し、持続的な成長を実現させる。この考えの下、科学技術・イノベーション、スタートアップの育成、グリーン・トランスフォーメーション、デジタル・トランスフォー

メーションの四分野に重点を置いて、官民の投資を加速させます。」とあるように、上島町においてもデジタル技術の社会実装により、上島町民により良い環境づくりを進めてまいります。

また、岸田首相は、「異次元の少子化対策」を打ち出しておりますが、いち早く、中村愛媛県知事も2月15日の愛媛県・市町連携推進本部会議において、「えひめ人口減少対策重点戦略に基づく新たな取り組みについて」を提案され、様々な施策を協議していただきました。あわせて、県知事と20市町の首長により、愛媛県の出生数の反転増加を目指すなどの4つの目標を柱にした「人口減少対策協働宣言」に署名を行いました。

今後、上島町においても、この国の方針を基軸とし、国と県と町を「つなぐ」政策に取り組んでまいります。

続いて、令和5年度上島町の当初予算についてですが、その編成に当たっては、感染拡大の防止と、地域経済活動の両立を図るとともに、教育環境の整備など公約の実現に向けた取り組みを進めることを予算編成方針とし、上島町の一般会計当初予算の総額は、72億3,900万円と、前年度に比較して5億2,600万円、7.8%の増としております。

特別会計と企業会計を含めた町全体の予算総額については、111億1,864万5,000円で、前年度に比較して4億3,370万1,000円、4.1%の増となりました。

歳入では、歳入総額の約5割を占める地方交付税が、国の地方財政対策及び前年度実績から32億2,200万円の前年度比2億100万円、5.9%減と見込んでいます。

一方、歳出では、人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費を、28億9,196万円で、前年度比マイナス4,532万円、1.5%減としております。今後も、この義務的経費を削減することで、経常収支比率の改善に努め、財政構造の弾力性を高めてまいります。

昨年3月の行政報告において、令和4年度の新規事業の提案として、「上島町唯一の県立高等学校である弓削高等学校の存続へ向け、県外からの学生を確保する為の学生寮整備。」及び「公共施設への脱炭素化の取り組みや災害対応として、岩城庁舎の屋上に太陽光発電設備と蓄電池設備の整備。」と掲げました。

学生寮については、現在、建設場所となる中央公民館の解体や学生寮の詳細設計に取り組んでいることは御案内のとおりです。新年度では、本格的な建築に向けた予算約6億円を計上しています。

また、岩城庁舎の屋上に設置する太陽光発電設備と蓄電池については、順調に工事も進み、2月末に完成し、電気料金の節減や災害対応用の蓄電につなげてまいります。なお、令和5年度当初予算において、地球温暖化対策の一環として、約1,100万円を計上し、公共施設への太陽光発電設備導入調査を行う予定としております。

その他の重点事業として、「魚島小中学校の存続、及び地域の活性化を図るため、魚島離島留学事業の推進」、「子育て支援として、昨年10月から子ども医療費無償化を18歳以下まで拡充したことに加えて、出産・子育て応援金の給付」などを提案しております。

このように、本町が将来にわたって持続可能な行政運営を行っていくため、今後も更なる行財政改革を推進するとともに、新たな財源の確保、事業の見直し、公共施設の統廃合などに取り組んでいく必要があると考えています。

結びに、ゆめしま海道が全線開通し1年が経過しようとしています。岩城橋の開通で、より大きな相乗効果が生まれ、町外からのお客様も交流人口、その先の関係人口として想定以上に多くなっています。

上島町は特色ある島々の一体化により、潜在していた魅力に光があたりつつあります。インバウンドのお客様の関心はもとより、「瀬戸内海の時代」がいよいよ現実となっています。

ここ数年が、上島町の将来を占う大事な期間です。上島町民がワンチームとなって一つの方向に進むことが重要ですので、議会をはじめ町民の皆様方の一層の御協力をお願い申し上げます。

本日は、条例案11件、補正予算案13件、当初予算案16件、その他10件、計50件の議案を上程しております。

個々の議案につきましては、それぞれの時点で御説明させていただきますので、よろしく御審議の上、適正な決定を賜りますようお願い申し上げます。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、「行政報告」は終わりました。

日程第5、一般質問

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第5、「一般質問」を行います。

一般質問を通告されております議員にお願いいたします。

質問は、最前列中央の質問席にて行ってください。質問回数は、会議規則どおり3回までといたしますので、質問事項毎に行ってください。

また、個人名等、個人情報には十分注意され、質問や答弁においては、内容を簡潔にまとめたいとさせていただきます。

以上、御協力のほどよろしくお願いいたします。

今回の一般質問通告者は、5名でございます。

○(前田 省二 議長)

それでは、はじめに藤田議員の質問を許します。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

(藤田 徹也 議員、登壇)

○(3番・藤田 徹也 議員)

議席番号3番、藤田徹也です。よろしくお願いいたします。

令和2年3月に上島町人口ビジョンが見直され、現状分析のまとめと方向性が示されましたが、その施策の現状と将来の展望について質問させていただきます。

まず、団塊の世代が後期高齢者に入るため、高齢福祉施策の充実が求められると同時に、子育て世代及び子どもの人口増に向けた施策を展開することが急務となっている。

次に、婚姻に関する支援及び子育て支援に関する施策の更なる充実と、子どもを生み育てやすい住環境の整備が求められている。

そして、就業人口は、第3次産業55%、第2次産業36%、第1次産業1割未満となっており、就業人口の特性を考慮し、町の産業の強みと弱みを生かしたまちづくりを推進する必要がある。

最後に、町の財政状況については、経常収支比率、将来負担比率がかなり高く、財政力指数がかなり低い状況であり、財政の健全化に向けた様々な対策を講じていく必要があるとされています。

それぞれの施策の現状と将来の展望をお示してください。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

(杉田 和房 総務部長、登壇)

○(杉田 和房 総務部長)

藤田議員にお答えします。

上島町人口ビジョンについては、令和2年3月に見直しを行い、人口の将来展望として設定した「2045年の人口を4,692人」を基本として、令和4年10月に第2期上島町総合戦略を策定し、令和4年10月21日の議員協議会において報告させていただいたところです。

今回の一般質問は、上島町人口ビジョンの「現状分析のまとめ」の箇所からの御質問でありますので、1点ずつ現状分析と将来展望を御説明いたします。

まず、1点目の「団塊の世代が後期高齢者に入るため、高齢福祉施策の充実が求められると同時に、子育て世代及び子どもの人口増に向けた施策を展開することが急務になっている。」についてと、2点目の「婚姻に関する支援及び子育て支援に関する施策の更なる充実と、子どもを生み育てやすい住環境の整備が求められている。」については、一連のものとして説明いたします。

施策の現状ですが、高齢者福祉施策の充実については、高齢期に入る前の段階から、介護予防・認知症予防教室の実施、高齢者が安心して在宅生活を過ごすため医療・介護連携の強化を推進し体制整備に努めています。

子育て世代及び子どもに対する施策については、今年度から、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した伴走型の支援と経済的支援を一体として実施する事業を進めています。更に、婚姻に関する支援として、家賃や引越し費用を助成する新婚生活支援事業、出産支援として不妊治療費と通院費、及び妊産婦通院費の助成事業、子育て支援として、保育料第2子無料化、子どものインフルエンザ、チャイルドシート購入費助成及び18歳以下の医療費無料化事業を実施しています。

将来の展望ですが、国が異次元の少子化対策を掲げる中、愛媛県が「えひめ人口減少対策重点戦略」を公表しました。その中で、県と市町の連携事業として、えひめ人口減少対策交付金が創設され、出会い・結婚から妊娠・出産、子育てまで支援する様々な事業が開始されます。町としては、県と連携し、事業に取り組むとともに、交付金を有効に活用し、新規施策として出会いの場提供事業の実施や新婚生活支援事業に対する助成メニューの追加、所得

制限の緩和など現事業の充実を図り、婚姻支援、子育て世代及び子どもの支援施策を展開していきます。

3点目の「就業人口は、第3次産業55%、第2次産業36%、第1次産業10%未満となり、就業人口の特性を考慮し、町の産業の強みと弱みを生かしたまちづくりを推進する必要がある。」についてですが、まず、第1次産業である農林水産業における、施策の現状として、生産基盤となる農地・森林・漁場の整備を推進するとともに、自然資源の持続可能かつ好循環が続くような取り組みを行うことにより、全体生産量の増加を図ることで、所得の向上につなげ、農林水産業の更なる成長発展を図っております。

現在、第1次産業における就業者数及び就業率は、平成27年度国勢調査では257人の8.87%でありましたが、令和2年度では253人の9.1%となっており、5年間の就業者数は4人の減少に留まっている状況です。

将来の展望として、農業に関しては、地域農業を支える担い手への農地利用集積・集約化を図り、耕作放棄地の解消に努めます。また、「青いレモン」をはじめ、柑橘類のハウス施設整備を現在進めている所であり、更なるブランド力及び品質の向上、高収量、高収益を目指します。

水産業に関しては、地球温暖化がもたらす海水温の上昇による漁期短縮や自然災害の激甚化などに対応するため、漁場環境の改善に取り組むとともに、環境変化に適応した生産力の強化を図る事業を実施することで、生産量の増加、所得の向上、就業場所の安定した運営強化につなげてまいります。

第2次、第3次産業については、施策の現状として「新規創業の促進」・「地元雇用の促進」・「事業の継続支援」・「造船業の振興」を基本施策とし、地場産業や町内個人事業者の事業継続の支援を行っています。現状としては、人手不足による技術者の確保・育成や離島という地理的制約による課題、個人事業者の高齢化による廃業などの課題がある一方、令和3年度以降、新規創業により8店舗増えている状況です。

将来の展望としては、こうした情勢を踏まえ、上島町の基幹産業の一つである造船業においては、全国の海事関連産業が立地する自治体と連携し、国や県に支援を求めるとともに、町としても引き続き事業継続の支援を行い、町の発展と活性化を図ってまいります。また、町内の中小企業者や個人事業者においても、安心して事業を継続できるよう、引き続き、商工会や金融機関をはじめとした関係団体と連携し、新規創業や事業継続支援を行うとともに、町外企業のサテライトオフィスなどの新たな企業誘致に取り組むなど、生活するための前提となる仕事環境を整えてまいります。

4点目の「町の財政状況については、経常収支比率、将来負担比率がかなり高く、財政力指数がかなり低い状況であり、財政の健全化に向けた様々な対策を講じていく必要がある。」についてですが、現状としては、令和4年9月定例会において、令和3年度における上島町の財政健全化指標は、全ての項目において基準内であったという結果を御報告させていただいたところです。

今後予想される上島町財政の厳しい状況については、全職員が共通の認識に立ち、各種計画等の重要施策を着実に取り組むとともに、持続可能な行財政運営を推進するため、歳入面

では、町税等の収納率の更なる向上を図り、国・県の補助金確保は勿論、有利な起債を有効活用すること等に努め、歳出面においては、限られた財源で最大の効果を生み出すよう、スクラップ・アンド・ビルドプラスアルファを徹底して行う必要があると考えております。

上島町におきましては、今後予想される町の人口の変化やその影響及び課題を分析し、人口の展望と今後目指すべき将来の方向性を示した「上島町人口ビジョン」を基に、「上島町総合戦略」においてお示ししている様々な施策を、町民の皆様と共に展開し、上島流の豊かさや幸福のある、居心地の良い、持続可能な町づくりを図ってまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

(杉田 和房 総務部長、降壇)

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

ではですね、上島町の財政の現状について、自主財源が少なく、弾力性に欠け、何とか健全な状況を保っていますが、思い切った政策展開ができない状況と判断します。こういう状況だからこそ、特化した政策が必要ではないかと思います。

私は、産業振興こそ政策の一丁目一番地だと思います。まず、地域に活力を起こし、そこから教育・福祉・人材育成・住民サービス等につながっていくのではないのでしょうか。

例えば、人材育成に関してですが、小学校、中学校、高校を通して、町の産業を深く知ってもらい、将来上島町を担っていく人材を育成していく。具体的には、民間企業、行政、学校等が連携し、社会学習の一環として農業部、漁業部、造船部、建設土木部、サービス業部、金融部、行政部等、高校卒業まで子どもたちに見る、聞く、体験する機会を提供し、様々な職業に触れ、将来の人生設計につなげてもらい、町内就職希望者を確保していく。

例えば、ここにおきまして、厳しい財政状況の中でも、将来を見越した大胆な産業振興策を検討されるべきではないかと思いますが、行政としてはどう思われますか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

藤田議員のおっしゃるように、小さな自治体でございますから、大きな自治体と同じようなことをやっていたのでは生き残れない、そのように思っております。

その意味においても、藤田議員がおっしゃったように、特化した政策ということも進めていかなければならない。それに対して、また将来的に提案させていただきますけれども、第一次産業に関してしっかりとした予算配分をしていくというか、特化していく、そのようなことを考えております。

先日もある大学の先生にですね、町長は少子化に対してどう対応するのかと聞かれてですね、なかなか即答できなかったという経験がございます。しかし、改めてしっかり考えておりますと、やはり地元の産業を支えていくこと、細かく農業だけではなく水産業、造船業、サービス業、商工業、これをしっかり支えていくことが、私は、結果として少子化対策になっていくと、そのように思っております。

言い方を変えれば、特効薬はないのではないかと思います。しかし、今ある事業者の皆さんを支えていくことが、今後の少子化、事業展開につながってくると思っております。

そして、長期的な将来の展望としては、先ほど藤田議員がおっしゃったように、教育が大事だと思っております。この教育は、これも即効性はありませんけれども、長い目で、長期的な上島町の将来展望をつくっていくことによりまして、子どもたちにこの故郷を愛していただく、そして教育自体が産業を興すことがございますので。

先日も弓削商船と協議会もさせていただきました。弓削商船にも知的能力がたくさんございますので、協力しながら起業も含めた、教育から起業というところも含めた対応をさせていただきたい、そのように思っております。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

最後にですね、大胆な産業振興策が行政運営において、数値化、可視化できるよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

(藤田 徹也 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで藤田議員の質問を終わります。

○(前田 省二 議長)

続いて、山上議員の質問を許可いたします。

○(4番・山上 耕司 議員) はい。

(山上 耕司 議員、登壇)

○(4番・山上 耕司 議員)

議席番号4番、山上耕司です。

今日は、一つ質問をします。

間近に迫る大きなイベントや、祝賀行事に対する町の取り組みや進捗状況についてお伺いいたします。

まず、今年10月に全国ねりんピック愛媛県大会が開催され、上島町ではウォークラリーという種目が行われます。全国47都道府県から選手・スタッフが来町されますが、その内容とおもてなし方法などを教えてください。

また、来年10月には上島町合併20周年を迎えます。10周年の時は、町内各地のだんじりが立石グラウンドに集まり、また有名なタレントも招待し、10周年祝賀行事は大いに盛り上がりましたが、20周年祝賀行事の計画は進んでいますか。また、同時期には2年に1度のかみじま音楽祭が行われる予定だと思いますが、20周年の冠を付けての開催にするならば、早めに計画をされたらと思いますがどうでしょうか。

そして、いきなマラソンですが、「ゆめしま海道が開通すればフルマラソンにしたらどうか」と、中村県知事からも御提案があったと聞いています。合併20周年の節目のビッグイベントとして開催されれば、盛り上がること必至だと思いますがいかがでしょうか。

また、20周年に向けての町民の皆様の機運を高めていってもらうためにも、これらイベントの意気込みやアピールがあればお願いいたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

御質問にお答えします。

上島町合併20周年記念に向け、上島町におきましては、ゆめしま海道の全線開通により、大きな相乗効果が生まれており、更に2025年には、大阪万博が開催され、いよいよ「瀬戸内海の時代」が現実となってきております。

行政報告でも申し上げましたように、「ここ数年を上島町の将来を占う大事な期間」として位置付け、今回の質問にあるイベント・行事だけではなく、その他のイベント・行事も関連付けながら、官民一体となって取り組んでいきたいと考えております。

先日のゆめしま海道いきなマラソンにおいても、もちろん事前に名簿は拝見させていただいて、全国各地から来ていただいている。いろんな分野、行政分野或いは病院の先生、様々な方が参加をしてくれております。

表彰式においては、参加して見ていただいた議員さんもおわかりのように、表彰式においてはほとんどが、松山市とか今治市とか、広島或いは東京とか、町外の方がほとんどでございました。私はある意味、そういった意味で感動したというか、わざわざ上島町にまで来ていただいて、このイベントを盛り上げていただいているというような気がいたしました。

ですから、たかがイベントという言葉もあるかも知れませんが、上島町にとりましてこういった記念行事は、上島町の経済のためにも、将来の展望のためにも、たいへん大切な案件であると思っております。

それと、各イベント・行事の内容については、村上副町長から答弁させていただきます。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(村上 和彦 副町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和彦 副町長) はい。

(村上 和彦 副町長、登壇)

○(村上 和彦 副町長)

それでは、私のほうから質問の中にありました3点に渡るイベントや行事について、1点ずつ御説明いたします。

まず、1点目の「今年10月に行われる第35回全国健康福祉祭えひめ大会ねんりんピック笑顔のえひめ2023」についてですが、60歳以上の高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典で、10月28日に松山市での開会式から始まり、県内全20市町を会場に29種目が開催されます。開会式会場には各市町のブースがあり、全国から集まった参加者に向けて上島町をPRいたします。

上島町では、開会式翌日の10月29日にいきなスポレク公園をスタートとするウォークラリー大会を行います。

ウォークラリーとは、日本で考案された野外レクリエーションで、コース図を見ながらチェックポイントを回りゴールを目指すもので、課題と時間の合計得点を競う野外ゲームです。前回大会のかがわ2022のウォークラリーでは、全国から43チーム215人の参加があったようです。

本町では、先般、町民の皆様には大会及び競技のPRを図るとともに、リハーサルも兼ねたプレ大会を実施するなど、本大会に向けた準備を進めているところです。大会参加者へのおもてなしについては、競技中のチェックポイントでの上島町に関連したクイズや特産品での水分・栄養補給を行うほか、スポレク公園内の会場で健康相談、観光案内、飲食や特産品のバザーや地元料理を振る舞うことなどを計画しているところです。

次に、2点目の「来年10月に上島町合併20周年を迎える祝賀行事、及び同年に予定されているかみじま音楽祭」についてですが、合併20周年記念の祝賀行事については、令和5年度からプロジェクトチームを発足し、合併20周年を町民の皆様でお祝いするとともに、上島町とゆめしま海道を全国・世界にPRする記念事業を計画していきたいと考えております。

その中で、今年度、かみじま音楽祭を7年ぶりに開催したところですが、このかみじま音楽祭についても、2年後となる令和6年度の開催に向けて計画しており、合併20周年の冠を掲げた記念イベントとして、盛大に開催できるよう実行委員会と共に、来年度から早目に企画してまいります。

続いて、3点目の「ゆめしま海道いきなマラソン」についてですが、フルマラソンへの移行については、ゆめしま海道全線開通を好機と捉え、実行委員会でも検討をしておりますが、受入体制や交通規制など様々な課題をクリアしなければなりません。

こうした中、大会を成長させていくためには、課題解消に向けた新しい運営体制を確立し、協議を重ねながら、合併20周年の節目には、全国に多数あるマラソン大会の中でも、走って楽しい、応援して楽しい魅力あるマラソン大会を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

(村上 和彦 副町長、降壇)

○(4番・山上 耕司 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、山上議員。

○(4番・山上 耕司 議員) はい。

ありがとうございます。

大きなイベントや祝賀行事に向けて、担当課の皆さんはじめ、計画を進めているということで安心いたしました。それでは、引き続き、また検討等よろしくお願いいたします。

それでは、もう少しお尋ねいたします。まず、今年10月の全国ねんりんピック大会のことですが、先ほどからいろんなおもてなしを準備されているということで期待しております。

先日、プレ大会に私も友人と参加しましたが、天気も良く大盛況に行われていたと思います。スタッフの皆様にとっても、良い予行演習になったのではないかと思います。

個人的な提案として、例えば、コースにですね、これは、コースは当日発表という形にこの間もなっておりましたが、例えば、ゆめしま海道の橋のどこかを入れられないかとか、そこも聞きたいんですけど、あと一つは、愛媛県代表選手の中にですね、例えば、上島町のチームが参加可能なのかどうか、わかる範囲でお答えください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

細かいことは、担当課からお答え申し上げます。

山上議員のチームも参加して、ユニークな名前で、チーム名で参加していただいたように、たいへん議員の皆様が参加していただいたことを大変感謝をしております。関心をもっていただいていることに感謝しております。

私も行事或いは行政施策に対して、割と厳しいといわれているほうなのですが、今回のプレ大会につきましては、天気も良かったこともあります、私は素晴らしい大会であったと思っております。

今後、本番の大会に向けて、まだまだ改善点があると思いますので、その点につきましても、担当課のほうから報告をさせていただきます。

○(竹林 佳子 健康推進課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、竹林健康推進課長。

○(竹林 佳子 健康推進課長) はい。

まず初めに、山上議員さんには、プレ大会（議長から「マスクを」の声あり）、マスク（健康推進課長マスクを外す）、先ず先に、山上議員さんには、プレ大会当日も参加していただき、盛り上げていただきましてありがとうございました。

橋を歩くコースを選定してはどうか、といったような御質問についてなんですけれども、ウォークラリーのコースは、愛媛県ウォークラリー委員会が主に決定しておりまして、橋を通るコースにつきましても、健康推進課から提案をさせていただいたのですが、協議の特性上、前を歩いているチームが見えないほうが望ましいとの考えがありまして、橋を歩くコースは選定ができませんでした。

ですが、橋がよく見える場所をチェックポイントとすることとさせていただいております。

2点目の上島町から県の代表を選出できるかどうかといったようなことについてなんですけれども、こちらについても、愛媛県ウォークラリー委員会から上島町の選手を愛媛県代表にしてはどうかと提案がありまして、町の選手を愛媛県代表とすることで調整しております。

以上です。

○(4番・山上 耕司 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、山上議員、最後です。

○(4番・山上 耕司 議員) はい。

ありがとうございます。

橋を渡るのは難しいということで、それは仕方ないですけど、橋を下から見てもらようなコースも考えられるということで期待しときます。

また、愛媛県代表で上島町のチームが参加できるということになれば、また一つ、楽しみも増えて町民の皆様も期待しているのではないかと思います。よろしく願いいたします。

また、合併20周年記念行事やかみじま音楽祭ですが、町民の皆さんもたいへん楽しみにしているこの二つは行事だと思いますので、あと一年半に迫っておりますので、早めに御検討をお願いいたします。

最後に、いきなマラソンについてもう少しお尋ねいたします。フルマラソンに移行すれば、上島町の魅力を国内外にアピールできる夢のようなイベントになると思います。が、先ほど申されてましたが、いろいろな壁や問題もたくさんあると思います。

例えば、運営の仕方とか、本当に上島町で開催できるのかということなんかがでてくると思うんですが、例えば、えひめマラソン実行委員会さんにとかですね、早めに相談をもちかけてみるということもあると思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

フルマラソンができるというのは、私どもにとっても夢というか理想でございます。それに向けて、また担当課しっかりと協議し、勉強をさせていただきたいと思っています。

そういった中で、山上議員も御存じのように、えひめマラソンがすごく人気が高い。これは、なぜかということ、その一つに、地域の皆様全員がですね、自主的に応援したり、ボランティアで参加したりというところが、大きな魅力になっているのではないかと考えております。

私も職員にもイベントや施策に関して、立案や管理に関しては役場職員がやりなさいと、その代わり実施或いは実動に関しては、各種団体、民間の方に協力を仰いで、全て役場職員がやるということではなくて、町民全体の大会にしてもらうようにというふうに伝えておりますことも含め、どうか今後のマラソン大会或いは様々なイベントにおいても、民間の皆様、そして、各種団体、町議会議員の皆様の御協力をいただきたい、そのように思っているところでございます。

そして、先ほどのフルマラソンの件ですけれども、御案内のように、えひめマラソンとの間隔も案外狭いということで、ハーフマラソン今回走っていただいた方にも、ちょっといろいろ聞いてみましたが、コースも変わりまして、御案内のように、結構アップダウンが大きくなっております。

そういった中で、最初の案は、岩城島も走ろうという案だった、要は長江のほうに下りて行くとか、海原のほうに下りて行くとかという案でしたが、それはさすがにきついんじゃないのということで、岩城橋からUターンするというふうにさせていただいております。

そして、走った人の感想をちょっと聞いてみましたが、やはり橋から岩城の中に下りて行ったら、また上がって来ないといけないということで、これはコースとしてはいろいろと考

えないといけないと思っております。あまりハードになると参加する人も少なくなってくるので、それもあわせて、しっかりと関係者の皆様と協議を続けていきたいと思っております。

先程のねんりんピック、ウォークラリーに関してですが、私もちょと参加させていただきました。その中で、今まで通ったこともないような道も歩かせていただきました。だから、あれがウォークラリーの特色かなと思っています。

山上議員のおっしゃるように、橋も通りたいんですが、それはなるべく要望としてお伝えして、あとウォークラリーの本質に沿った対応に心がけたい、そのように思っております。

○(前田 省二 議長) よろしいですか。

○(4番・山上 耕司 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、山上議員。

○(4番・山上 耕司 議員) はい。

たいへん難しいと思いますが、御検討よろしく願いいたします。

ちなみにこう見えて、私、フルマラソン4回ほど走っとなんですが、お力になれるかどうかわかりませんが、何かあれば担当課さんのほうからお申しつけくださいませ。

合併20周年記念行事は、他にもたくさんあると思いますが、官民一体となって盛り上げていければなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(山上 耕司 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで山上議員の質問を終わります。

一般質問の途中でございますが、10時5分までトイレ休憩といたします。（「5分」という声あり）10分、短い。（「10分に」という声あり）はい、ほじゃ10時10分まで休憩といたします。

(休憩 : 午前9時59分 ～ 午前10時10分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

○(前田 省二 議長)

続いて、大西議員の質問を許可いたします。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

(大西 幸江 議員、登壇)

○(8番・大西 幸江 議員)

議席番号8番、大西幸江です。

今日は、質問を二つお願いします。

一つ目は、「子どもたちの第3の居場所づくりの取組は」ということで質問させていただきます。

核家族化や地域社会の変化に伴い、子どもの貧困やヤングケアラーなど社会問題になり、国も少子化を食い止めるため、子ども家庭庁の創設を決定するなど、国を挙げて将来を担う子どもたちのケアに力を入れていることは、皆さん御承知のことと思います。

他の自治体では、相談窓口を開設することはもちろんですが、子どもたちの第3の居場所づくりを行っております。各地の子ども食堂をはじめ、最近では宇和島市では、問題の早期発見のため、子どもたちに配布したパソコンから簡単に悩みが相談できるようになっており、その相談は教育委員会に届き、対策が立てられることになっていると新聞報道がありました。

また、尾道市や今治市にも第3の居場所づくりが進んでいると聞いております。広島県にはSCHOOL “S” という相談業務から教育支援業務まで行う取り組みも実施されていると聞きます。

我が町、上島町においては、いち早くオンラインの授業を試験的に導入するなど、GIGAスクール構想を推し進める上で遠隔合同事業「上島モデル」なども行い、先進的な取り組みを行っているところです。

そこで質問いたします。

子どもたちの学びを止めないために、オンライン授業の取り組みやオンライン授業での学校の出欠は、どのように進められていますか。また、子どもたちの第3の居場所についてどのような検討がなされていますか。

よろしくお願いします。

○(清水 伸 教育長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、清水教育長。

○(清水 伸 教育長) はい。

(清水 伸 教育長、登壇)

○(清水 伸 教育長)

大西議員の質問にお答えいたします。

上島町では、学校が主体となって令和3年度から学級閉鎖や臨時休校中、やむなく児童生徒が登校できない状況において、オンライン授業を行い、学びの保障に努めてきました。また、遠隔合同授業「上島モデル」による、学校間をつないだオンライン授業により、交流学习も行っているところです。

児童生徒がICTを活用したオンライン等による学習に取り組んだ場合、その取り組み状況によって、出席扱いとできる制度を整え、昨年度、各学校に通知しているところです。

また、この春休みからは、児童生徒が悩み事や心配事を1人1台端末から投稿できるシステムを導入し、いじめの防止やヤングケアラーの早期発見に積極的に取り組むこととしております。

更に、令和5年度は、子どもたちの第3の居場所づくり、学びの保障や進路保障につなげるため、町内に1校拠点校としてデジタルサポートルームの設置を計画しております。このデジタルサポートルームでは、学習支援対策教員やICT支援員のサポートを受け、対面による個別学習支援やオンラインによる授業配信、自宅とつないだオンライン学習支援等を行う予定です。

また、現在行っている児童生徒の状況に応じた必要な支援として、医療機関とのオンラインカウンセリングも継続することで、引き続き、学校、家庭、関係機関が連携して取り組むことにより、誰一人取り残すことのない学びを実践していきます。

以上でございます。

(清水 伸 教育長、降壇)

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

はい、ありがとうございます。

もう既にいろいろと考えていただいている、はい、デジタルサポートルームですか、を創設していただけるということなんです、先ほど拠点校という言葉が出たんですけども、上島町には学校がいくつかありますよね。

拠点校って言って1校だけに絞ってやられると、結局、そこに来れない子どもっていうのがやっぱり、つながりにくい子どもっちゃうのができてくると思うんです。

せっかくオンラインを活用してるんですから、わざわざ拠点校にして、そこに来なくてもできるような取り組みということをやりたいのと、そうですね、あとは出席扱いの通知を学校に出してるということなんです、それがどの程度進んでいるのか。

実際に、今年度ですね、出席扱いにできたのか、できなかったのかっていうところも気になる場所です、このデジタルサポートルームができたとして、それをサポートする人材、今も実際活動されてる方もいらっしゃると思いますね、確か。

そういう活動されてる方をどのようにこの活動に巻き込んでやってやる方針なのかということが、ちょっと今の話だと、良い事はね、たくさん言っていただいているので、ぜひ取り組んでいただきたいんですけども、その辺が難しいのと、あと地域との連携ですよ。

実際に、学校になかなか行けない子どもというのが、最近はこの自治体でも増えてます。上島町にも数名いらっしゃるようなお話も伺います。その中で、ただ学校で何かをするというのではなくて、地域も巻き込んだ取り組みとしていくべきかと思うんですけども、その辺のお考えはいかがですか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

まずは、拠点校1校ですが、令和5年度拠点校1校でやってみまして、その取り組みにより効果があるものでしたら、令和6年、7年と他の校にも広げていきたいと考えております。

サポートルームにおいて、学習支援対策員とかICT支援員又は教員が関わることによって、学びの保障に努めていきたいと考えております。

出席扱いとできると、制度をつくって実際はどうなのかということに関しましては、まだ出席扱いとした事例は、まだございません。

最後に、地域との連携についてでございますが、現在、民間で子どもの居場所づくりを行おうと考えている方から、相談を受けたところでございます。そこで、行政として何の支援ができるか、今、検討しているところでございます。

以上です。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

はい、いろいろ考えていただいているようで、少し安心しました。

この間、かみじまの広報のほうにですね、この上島町自殺対策計画の中間評価についてという記事がでてました。これを見ると子どもとか若者については、早期からの個別支援により、不登校やこころの不調を訴える児童・生徒は減っているとなってます。

減ってるんですよ。減ってるとなってるのに、なかなかこういう対策をしなきゃいけないっちゃうことは、やっぱり減ってるけど不十分という考え方なのかなと思うんですね。

そう考えた時に、今、出席扱いがやはりまだなされていないであるとか、それから、この拠点校でやってみて効果があればというような話なんですけど、やってみてじゃないんですよ、全国的にみんな効果があると思ってやってるんですよ。ということは、効果があるように運営をどうするかっていうことを考えていただきたいんです。はい。

なので、その辺を更に計画を練っていただきたいのと、あとですね、地位との連携というところでいうと、第3の居場所づくりというのは、子どものためだけじゃ、私はないと思ってます。っていうのは、子育てをしている親御さん、若しくは保護者という立場の方も、いろいろな悩みを抱えていらっしゃいます。

そういう第3の居場所、子どもの居場所をつくることによって、同時に、ここにあります青壮年期には、うつの割合が、同規模自治体よりも多いというところをフォローして、より子どもにとっていい環境づくりというのに努めていただきたいんですけれども、その辺の考えはいかがですか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

はい、まず、サポートルームの設置につきましては、今、愛媛県で子どもたちの支援に特化した取り組みを行うため、令和3年、4年と学校の空き教室を利用してサポートルームを設置し、支援を行っております。

そのサポートルームモデル校での効果により、その効果が認められているため、教育委員会独自でサポートルームの設置を行い、そのサポートルームで子どもたちの実態に応じた支援を行おうと考えているところでございます。

そして、保護者のフォロー、これにつきましては、はい、現在、医療機関とオンラインカウンセリングを実施しております。そういった保護者の方に関しても、自宅で医療機関と結んでオンラインカウンセリングもできる、そういった仕組みづくりをしていこうと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。ありがとうございます。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員、この質問最後です。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

県がやってて効果があるからやるんだったら、やっぱさっきみたいな答弁はしないでほしいんですよね。やってみて効果があればっていうのは。

効果があるからやりなさいってなってるんでしょ。そしたら、効果があるので、いろいろ考えてやりますというふうに言っていたきたいですし、オンラインのカウンセリングも、ちょっと保護者の方に何人かお聞きしたら、何かお知らせ配ったんですね、学校で、一度。でも、申込みはゼロだったっていうふうに聞きました。

ということは、ただ配っただけじゃ駄目なんですよ。ただ知ってるだけ、取り組みがあるだけじゃ、そこになかなかつながっていけない、いかない。だから、もうちょっとそこら辺をどうしたら本当につながっていけるのか、つなげていけるのか、周知の方法もそうでしょうし、説明の仕方ですよ、もあると思います。

なので、そういうところにもうちょっと留意していただいて、計画を十分煮詰めて、来年度ぜひ子どもたちのために、そして、保護者のために良い取り組みをお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

答弁ございますか。(大西議員から「言ってよ、やりますって言ってください」との声あり) ないようです。(大西議員から「やりますって言ってください」との声あり)

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

これは、教育管轄なのであまり細かいことは言いませんが、課長の答弁は、まず一つの拠点でやってみて、そこに効果がないとは言っておりません。一つの拠点でやってみて、それから拡大していくということでございますから、その辺、効果がないとは言っておりませんので、御理解いただきますように、これから一生懸命、教育委員会も子どもたちのために全力を尽くしております。皆さんのサポート、協力をお願い申し上げます。

○(前田 省二 議長)

はい、議員の皆さんの御協力をよろしくお願いしまして、次の質問に入りたいと思いますが、よろしいですか。(大西議員から「はい」の声あり)

○(8番・大西 幸江 議員)

はい、それでは、二つ目の質問に行きます。

二つ目は、「カーボンニュートラルの町の方針は」というのでお願いいたします。

「脱炭素社会」、「カーボンニュートラル」という言葉を頻繁に聞くようになりました。我が町でも来年度予算において、カーボンニュートラルの実現に向け、環境負荷の少ないエネルギーとして太陽光発電設備導入を積極的に行っていることは、御存じのとおりです。

他にも上島町総合計画には、SDGsの考えを導入して、持続可能な社会を実現するための取り組みを行うことを掲げております。

その中には、環境保全の取り組みとして、「ごみ排出量削減、リサイクル率向上の取り組みを進めます。」と明記されており、町民が恵まれた自然と島の美しい景観を守り、安心して快適に暮らせる環境づくりに力を入れていくことを謳っており、一住民としては、非常に心強い限りです。

ですが、実際にはごみの不法投棄があったり、新しく開通した岩城橋でもごみのポイ捨ての状況が見られたり、私たちが生きていくうえで今やごみ問題は切っても切り離せない関係になっていると感じており、ごみを如何に削減して資源に変えていくべきかは、町としても悩ましい問題ではないでしょうか。

そこで質問します。

令和3年に後期基本計画がスタートして2年が経過しましたが、太陽光発電の導入以外には、特に大きな環境配慮事業が実施されている実感がありませんが、ごみの排出量削減やリサイクル率の向上に関しては、どのような方針なのかお聞かせください。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

大西議員の質問にお答えいたします。

環境配慮事業については、12月議員全員協議会で報告いたしましたが、令和5年度から住民に対する事業として、E V自動車の購入補助事業の創設、公共施設等への太陽光発電設備導入調査業務を実施し、先ずは、公共施設から環境にやさしい取り組みを展開していきます。

更に、国の地域活性化企業人制度を活用し、一般企業から専門的な人材派遣を受け、地域特性を生かした脱炭素社会に向けた取り組みを、計画的に実施していく予定です。

御質問の、ごみの排出量削減やリサイクル率の向上に関しての方針ですが、平成28年3月に策定した上島町ごみ処理基本計画を令和2年度に見直し、令和11年度までの達成目標をホームページに公表しているのは、御案内のとおりです。1人1日当たりごみ排出削減目標量は4%以上の減量、家庭系・事業系のごみ総排出抑制目標量は、それぞれ8%の削減量としています。

また、リサイクル率の向上に関する資源化目標は、離島という地域特性を考慮すると、早期に新しい資源化システムの構築は困難であるため、令和元年度のリサイクル率を維持する15.5%としています。

目標を達成するために行政としては、公共施設・公共事業における再生品の使用促進などを積極的に取り組むとともに、町民に対して、ごみの減量化・再生利用、ごみの適切な出し方などの啓発活動の充実や、ごみ処理施設の見学などの教育啓発活動を積極的に実施いたします。

事業者に対しては、事業系ごみの排出抑制指導、環境にやさしい商品の販売や、ごみ減量化・リサイクルに対する協力の要請を行います。

ごみの排出量削減やリサイクル率の向上には、行政、町民及び事業者一体となってごみ発生を抑制していく必要がありますので、上島町ごみ処理基本計画を基本に効果的な施策の推進に努めます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

はい、ありがとうございます。

先日ですね、ごみ袋の、全員協議会で質問をしたときにですね、令和元年度からごみは減っていないという答弁いただいたと思うんですけども、今、ごみ処理基本計画では、1人4%以上で削減目標掲げてるんですよ。でも、令和元年度から今もう令和5年になりましたけど、まだ、ごみは削減されていないと、ということは、どうやって削減をするつもりなんですかね。

今ですね、先ほど事業ごみについても排出抑制指導をされるということですけど、私も会社勤めてますが、そのような指導はいただいたことはありません。計画に書かれてるだけで、やらなかったら何の意味もないんですよ。正直。

そうすると、ここに書かれてることを、まず一つずつ実施していただきたいんですけども、いかがですかねということと、あと4%削減するための方法として、やはり最低限でもペットボトルとかね、プラスチック類ぐらいは分別して回収したらいかがかと思うんですが、そういうお考えはありませんか。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

4%の削減、11年度目標に掲げてるわけですが、まず、先ほども答弁しましたように住民に対してですね、ごみの減量化、再生利用、ごみの適切な出し方などのですね、まず啓発活動の充実、子どもに対して教育としてですね、ごみ施設の見学やですね、環境に対するポスターの作成依頼などを行っているところでございます。

今後ですね、事業者に対してもですね、積極的にですね、ごみの削減等につきましてですね、指導、指導というか、協力してやっていきたいと思いますということを、お伝えしていきたいと考えております。はい。

次にですね、ペットボトルのリサイクルにつきましてですね、ごみ処理基本計画にも明記していますが、本町はですね、離島という特性から本土と比較してですね、低コストかつ効果的なリサイクルルートの確保が難しい状況でありまして、ペットボトルやプラスチック製品の分別収集、資源化の取り組みについてはですね、リサイクルルートの確保や整備について、中長期的な課題としてですね、調査研究を続けているところでございます。

今後、ペットボトルのリサイクルにつきましてですね、いろいろ方法があるところではございますが、トレーや衣服などですね、そういうトレーとかにするリサイクル方法と

か、また、ペットボトルをペットボトルにリサイクルするような水平リサイクルというのが、いろんな方法もございます。

今後ですね、調査研究、今もしているところなんですけど、ペットボトルのですね、分別収集する上での住民負担の増、例えば、キャップやラベルの分別、洗浄など必要になってくると思います。その辺も考え、またですね、収集運搬、輸送費、クリーンセンターでですね、分別作業とかも必要になってきますので、その辺の費用負担、また、圧縮機とかですね、ストックヤードの必要性とかも検討してですね、その辺の費用負担もかかってきます。

今後、その辺も考慮してですね、前向きに、積極的にですね、検討していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

まあ、担当課としては、いろいろ考えていただいていることは十分理解するんですけども、やはりですね、ごみの削減それから排出抑制というところに関して考えると、やっぱり自分たちが苦勞して分別するっていう体験型っていうのはすごい大事だと思うんですね。

実際に、近所の子もなんか大学とか進学されますね、進学した時に都会に行くと二十何分別、三十六分別っていうことになって、初めて驚くわけですよ。で、どうやったらいいんかわからんと。で、家の中に何故かごみがいっぱい溜まってるみたいな。何かそういう話も聞きます。

上島町は、確かに今何でも袋に入れて処分していただけるので、そりゃ楽なんです。楽なんですけど、それは意識の醸造にも、そして、実際の目標達成にも多分つながっていきません。

最近、近所のお母様方から、まあ奥様方と言っていいんですかね、言われるのは、生協さんもなくなったし、Aコープも回収せんなくなったから、卵のパックもペットボトルも、それから食品トレイも、全部ごみ箱に入れて捨てんといかんと。で、丁寧な方は、わざわざ因島まで持って行ってるそうです。

意識は皆さんあるんですよ。そしたらそれを、小さいところからでも、少しお金はかかるかもしれませんが、うまくやる。

徳島県にありますよね、全部分別して分ければ資源ですっていう、で、最近、あまり良いニュースとして報道はされてませんでしたけど、焼き場の金菌集めて2億円にしました、行政が。いやそれホントは良い事じゃないですよ。でも、ちゃんと分別すればそれは宝の山だってことですよ。

こういうことを考えると、小さいところからでいいので、やはり分別収集っていうのを考えられたらいいかと思うんですけども、もう一度お願いできますか。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

ごみの削減に向けてですね、やっぱ分別収集は必要なことだとは考えております。今後ですね、やっぱり費用対効果、その辺も中長期的にですね、研究しましてですね、前向きに検討させていただきたいと思っております。はい。

以上です。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

今、担当課長が申し上げましたように、分別収集も一つの方法として考えなければならない。で、検討しております。

私のほうからは、今、大西議員がおっしゃったように、せめてペットボトル、プラスチック、それは分別できないのかという指示は、1年以上前にしております。

で、現在の結果、今、担当課も少し申し上げましたが、並行リサイクル、そのペットボトルをそのまま使うということと、加工して使うという二つの大きく方法がありますが、その場所、手段、あとは移送コスト等々が適切に行えないということが事実でございますので、その辺も御理解いただきたいと思います。

そういう報告を受けておりますので、よろしくお願いします。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員、最後でございます。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

はい、子どもの教育は、いろいろ啓発していただいているので、この間こういう(新聞記事を掲げる)記事がでましたね。上島町出身の兼頭さんがごみの収集を、海岸清掃なんかをしてですね、作文なんかも出してコンクールで入賞されました。

というように、やはり美しい環境、豊かな自然というのを守っていく気持ちは大人も子どもも変わらないと思っております。

費用対効果というところでいうと、先ほど一生懸命説明していただいた来年度予算のEV車とか、それから公共施設の太陽光発電の設置の調査にあれだけお金を割けるんだったら、実際ごみの分別をして、少し費用を負担して、地球温暖化にストップをかけるという意識がもう少し高まっていいのではないかと思います。

太陽光発電だけが脱炭素じゃありませんよ。もっともっと足元を見直して、ぜひ事業化を検討いただけたらと思いたいますがいかがでしょうか。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

担当課長が申したとおりですね、分別については町民さんの負担軽減策や効果的な収集運搬体制の導入とか、並行して検討を進める必要があるというような回答をしたとおりでございますので、いろいろ考えていきたいと思っております。

あと、トレーの回収がなくなったというような企業さんもあるというような質問もありましたけども、私どもも企業さんには、前はトレーとか、ペットボトル回収してしていただいとったんですけれども、続けていただけませんかというような御提案も、企業のほうにはした事実もございますので、何もしてないというわけではございません。

いろいろ担当課のほうで考えさせていただいているところでございます。

以上です。

○(前田 省二 議長) はい。

○(8番・大西 幸江 議員)

はい、ありがというございました。

(大西 幸江 議員、降壇)

○(前田 省二 議長) はい。

これで、大西議員の質問を終わります。

○(前田 省二 議長)

続いて、徳永議員の質問を許可いたします。

○(1番・徳永 貴久 議員) はい。

(徳永 貴久 議員、登壇)

○(1番・徳永 貴久 議員)

議席番号1番、徳永貴久。

本日は、「鳥獣被害対策の具体策は」と題して、質問させていただきます。

増加する耕作放棄地等により人と害獣の住むエリアの境が無くなり、人への直接、間接的な害獣による被害が全国的に増加傾向にあります。

令和4年12月、お隣、尾道市因島において、日中に住民がイノシシに襲われる事件が発生しており、いつ、同様の事案が上島町で起きても不思議ではありません。

現在、上島町においても農地への進入による農作被害、また、公園内の芝の掘起こし等頻繁に起きている現状を踏まえると、町の鳥獣被害、特にイノシシに対する対策強化が必要な時期ではないかと考えます。

そこで質問です。

まず、鳥獣対策の中心となる捕獲隊について、町はどのような支援を行い、活動をサポートしてきたのか。また、その成果と今後の支援策は。

次に、鳥獣被害対策をミッションとした島おこし協力隊の隊員募集を今年度行っているが、その応募状況は。また、捕獲隊との関係を含め、どの様な活動を町として行っていくのか。

よろしくお願いいたします。

○(藤田 直弥 農林水産課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、藤田農林水産課長。

(藤田 直弥 農林水産課長、登壇)

○(藤田 直弥 農林水産課長)

徳永議員の質問にお答えします。

現在、捕獲隊への支援として、狩猟免許等の取得、更新費用、猟友会費、保険料、猟銃等の購入費用等の狩猟に係る費用に対して、補助や有害鳥獣を捕獲した際の買上金の支払い等を支援を行っております。

有害鳥獣の駆除を目的とした捕獲隊員は、令和2年度49名、令和3年度56名、令和4年度60名、イノシシの捕獲頭数は令和2年度263頭、令和3年度325頭、令和4年度1月末時点で334頭となっており、捕獲隊員の高齢化が進む中、隊員数及び捕獲頭数ともに増加傾向にあり、一定の成果が得られています。

来年度は、罟の見回りに伴う捕獲隊員の負担軽減を図るため、新たな箱罟等に取り付ける捕獲センサー設置事業を実施する予定であり、今後、ICTを積極的に活用した対策及び狩猟に係る費用に対して補助等により、更なる捕獲隊の体制維持・再編及び捕獲隊員の確保に努めてまいります。

次に、鳥獣被害対策をミッションとして募集していた島おこし協力隊については、4名の応募があり、そのうち1名を採用します。

任務としては、鳥獣被害軽減のための調査研究から捕獲活動、獣肉の解体、加工、販売、メニュー開発まで携わっていただき、鳥獣被害の軽減とともに、上島町のジビエ振興に取り組んでいただきます。

活動内容は、日常的に捕獲隊との連携が必要になりますので、町としても、現在各地区の捕獲隊長に対して説明のうえ協力体制を整備するなど、新たな組織体制の確立に向けて取り組んでいるところであります。

また、捕獲隊と協力隊の両者が良好な関係のもとに活動できるよう定期的に意見交換の場を設けるなど、担当課である農林水産課も積極的に関わり支援していきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

(藤田 直弥 農林水産課長、降壇)

○(1番・徳永 貴久 議員) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、徳永議員。

○(1番・徳永 貴久 議員) はい。

ありがとうございます。

捕獲隊員のまず増加のために、免許取得や更新の費用負担をしているということなんですけど、イノシシの捕獲についてはですね、そういう免許だけではなく、技術の向上、これもあわせて必要ではないかと考えます。

高齢化も進む中で、継続的な技術向上のための具体策をお聞かせください。

また、技術の進歩にあわせた捕獲機も、どんどん開発が進んでいると思います。先ほど捕獲センサーを活用した捕獲機導入という話があったんですけども、今、様々な場面で活用されているドローンについてなんですけども、例えば、このドローンをイノシシの捕獲に活用とかはできないのでしょうか。

次に、害獣駆除後の活用策についてなんですけども、食肉での加工、あと販路開拓を島おこし協力隊と行っていくとのことだったんですけども、食肉用に加工するには、サイズとか

時期、あとは処理までの時間等様々な制約があると思います。他の地域では、皮等を加工品として販売したり、動物園の飼料、またペットフードなどの加工も行っているところがあります。捕獲したイノシシの少しでも有効活用するために、食肉以外の活用策というのは町としてお考えでしょうか。お聞かせください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

あの、具体的なことに関しましては、担当課からお答えさせていただきます。

ホントに技術の向上についてもたいへん大事なことでございまして、具体策についても担当からお答えさせていただきたいと思っています。

ひとつ私も頭に浮かばなかったのは、ドローンの活用でございまして、まさにイノシシがどこに住んでいるか、巣をつくっているか等々において、今、ドローンは大きな効果を発揮するものと思っています。

上島町におきましても、担当課がドローンを持っております。もちろん、ケーブルテレビも持っておりますので、それを有効活用して今後対応していくべきだと思っています。

先ほどのイノシシの肉の活用についても、なるほどペットフードなど活用されてることはお聞きしております。これにつきましても、ある意味初めての協力隊の方と協力しながら、協議しながら具体策をつくってまいりたいと思います。

今までは、捕らえて肉にする、それで完結というか、終わってる部分が多かったような気がしますので、その先の販売も含めた対応を考えるべきだと私も思っております。

あと具体的なことについては、担当課からお答えします。

○(藤田 直弥 農林水産課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) 藤田農林水産課長。

○(藤田 直弥 農林水産課長) はい。

捕獲隊員の技術向上のために、今現在では捕獲隊のほう、新たな捕獲隊員が入られましたら、捕獲隊員のほうで設置方法とか、研修を行っている状況です。今後、町のほうでも捕獲隊員の技術者、専門者を呼びし、研修を行うなども検討しております。更に、射撃講習等も甲山のほうにありますので、そちらへ行って研修を行おうと考えております。

続いて、ICTを活用した研修なんですけど、本年2度専門業者を招いて講習、検討会を行いました。そのICTを専門にする業者といいますのは、捕獲センサーとドローンのお話もでした。今現在、令和5年度予算計上しております捕獲センサーについては、捕獲隊の負担軽減及び迅速な対応ができるということで、早々とちょっと予算計上させていただきました。

ドローンについては、全国的に樹木とかが密集したところでは、今、赤外線センサーでの対応ということで、なかなか効果がちょっとでないってということで、今後新たなドローンを使った他のセンサーとかがありましたら、補助金等検討し、再度、今現在持っておるドローンに設置して活用できればと考えております。

最後に、イノシシ、食肉以外の利用については、今現在、先進的な取り組みを行っている大三島と福山市のほうに、来年度、先進地研修に行こうと考えております。そして、島おこ

し協力隊も来年採用されますので、一緒に研修を行い、活用方法等検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○(1番・徳永 貴久 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、徳永議員、最後です。

○(1番・徳永 貴久 議員) はい。

これは、最後になるんですけども、鳥獣害対策っというのは、単なる駆除に留まるものではなく、地域を守る活動に大きく貢献するものだと考えます。対策の一環で行った耕作放棄地対策、耕作放棄地を減らす活動においても、観光客誘致を目指す町の施策にも大きく寄与するものであり、一つの事業を単体で終わらせることなく、担当課を横断した町として一体的な行政運営、それと今回、島おこし協力隊を採用しますけども、今後の活躍を期待して私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

(徳永 貴久 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

はい、これで、徳永議員の質問を終わります。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

(休憩 : 午前10時56分 ～ 午前11時06分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて一般質問、濱田議員の質問を許可いたします。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

(濱田 高嘉 議員、登壇)

○(10番・濱田 高嘉 議員)

議席番号10番、濱田高嘉です。

本日の一般質問は、2問行いたいと思っております。

それでは、第1問目から入ります。国史跡に指定された「弓削島荘遺跡」の案内板設置等についてお尋ねをいたします。

令和3年12月定例議会の一般質問でも、「弓削島荘遺跡」が国史跡に指定され、この歴史文化遺産を保存整備するだけではなく、町の財産として地域振興・観光資源として、どう運用・活用していくかの質問に対して、遺跡保存活用計画策定事業を実施し、保存整備の基本方針を示すだけではなく、ガイダンス施設の設置、歴史文化の継承方法を検討し、学校教育資源として活用、後世に伝えるとともに、地域振興に資するよう、地域と協同しながら取り組むとの答弁がありました。

しかしながら、国史跡指定から1年と2ヶ月が経過した今日、未だ7ヶ所に史跡範囲等を示す案内板の設置がない状態であります。なぜ、設置が遅れているのか御答弁をお願いいたします。

○(清水 伸 教育長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、清水教育長。

○(清水 伸 教育長) はい。

(清水 伸 教育長、登壇)

○(清水 伸 教育長)

濱田議員の質問にお答えいたします。

史跡の案内板については、3月中に史跡指定地7ヶ所に設置いたします。

案内板の設置に当たり、史跡指定地にある場合は文化庁との協議、瀬戸内海国立公園の特別地域にある場合は環境省との協議、海岸保全区域にある場合は県との協議を行い、現状変更の許可申請の手続きを経て許可を得ました。それぞれ関係機関や土地所有者との調整に不測の時間を要したため、12月設置予定が3月にずれ込みました。

現在、史跡の保存、活用、整備、運営体制に係る基本計画を定める保存活用計画の策定を進めております。その中で、史跡の周遊ルートの設定や史跡の解説看板の整備に係る方向性が示され、計画策定後は来訪者の利便性を図るため、更なる整備を進めていきます。

以上でございます。

(清水 伸 教育長、降壇)

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

ただいまの答弁では、3月中にですね、設置されるということなんですけども、その理由がですね、関係省庁等々の協議をした結果が今日になったという答弁だったと思いますけども、やはりこれはスピーディーにですね、やっていただかないと、皆さんの特に教育委員会等々、それから学芸員の方、それから関係した大学の先生方、皆さんのですね、努力と言いますかね、その賜物がね、この結果を生んだと思うっておりますし、確かに教育委員会は忙しいと思いますけども、この看板についてはね、やはりタイムリーにやっていただかないと、我々の問題だけじゃなくて、やはりこれを国史跡に指定した国或いはその学者、観光客も含めてですね、やはり期待してですね、待ってるということでもあります。

私も、この間一人ですかね、私、直に尋ねられた経緯があります。前回の3年の12月の議会でもですね、予算が付き次第、早急にやりますという趣旨の答弁があったと思いますけども、1年と2ヶ月かかっているというのはですね、いくら関係省庁とですね、すり合わせが必要だと言ってもですね、これは非常に一考古学ファンとしてもですね、残念に思っておりますし、早急にですね、まあ3月中と言ってますから、もう3月入ってますから、もう工事かかっているんですか、まだかかってないんですか、いかがですか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

はい、業者が決まりまして、その業者に発注をしたところでございます。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

早急にですね、早急っていうか予定に入って、業者が決定して3月中にということなんで、一つ安心はしました。これはね、先ほど言いましたように時間がかかって、私の知る範囲ではですね、旧弓削町時代から数えるとですね、20年以上経過してるっていうか、弓削島荘の遺跡に向けてですね、皆さんが努力してきたということがあります。

そういう状況にあって、特に平成27年に東寺の百合文書が、ユネスコの記憶遺産となったというところからですね、非常にテンポが速く進んできたというふうに思っておりますし、その間、教育委員会のほうで約500ページにのぼるですね、報告書が提出されましたよね。あれは大変なことです、作業でした。

特に教育委員会、それから学校関係者、それから学芸員の方の御苦労が多かったと思いますけども、私、高く評価しております。

そういう状況にありまして、要は、案内板だけが遅れてるというのはですね、非常に、先ほども言いましたように残念に考えておりますし、早急に3月中にですね、やっていただきたいこう思っております。そういうことで、もうとにかく早く早くというのが私の気持ちであります。

そこで、一つ提案したいんですけども、確かに文献はあると、場所も限定されて範囲が決まってるということなんですけども、我々がよくテレビで見るように、中国古代のですね、秦の始皇帝の兵馬俑、あそこはこう掘ってですね、その兵士とそれから馬とか、そういうものが露出して、いつでもですね、見れるというようになっておりますので、全てとは言いませんけど、一箇所でも結構ですから、大体2㎡程度の広さで、大体素人考えですけど1.5mぐらいの深さを掘っていただいて、浜床というんですかね、塩をつくった層が見えるような、何ていうんですかね、囲って、どっか一番いいところにね、そういうものを見れるような、一般公開していつも見れるというような形をとったらですね、現場もあり、それからエビデンスと言いますか、証明する文献が残ってる、この2つが残ってるのはもう稀なんですよ。

ですから、ぜひ土地を購入してと言いますかね、協力いただいて、一箇所だけでもそういうものをつくっていただければ、非常にわかりやすいなあと、ただただここですよと言われてもですね、その塩の実態がわかりにくいという面がありますので、ぜひですね、その辺は、多少コストはかかりますけども、検討していただいて、何とか成就していただければこう思っておりますけども、その辺の計画と言いますか、方向性と言いますか、それはちょっとお聞きしたいと思っておりますけど、どうでしょうか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

はい、現在、今年度、来年度で保存活用計画を策定中でございます。

一つの意見として伺いして、その中で検討していつてまいりたいと考えております。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員、この質問最後です。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

国史跡の弓削島荘のことにつきましては、今、答弁がありましたように早急にやっていたいて、私の提案についても、ひとつよく吟味していただいて、その方向に行けばいいというふうに期待をして、この質問は終わります。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

それでは、2問目に入ります。

「公契約関係競売入札妨害事件について」お尋ねをいたします。

町職員2名が入札妨害容疑で逮捕され、去る2月9日松山地方裁判所は、執行猶予のついた懲役刑の有罪判決が言い渡されました。この入札妨害事件に関連して、次の6点と言いますかね、についてお尋ねをいたします。

一つ、一点目ですね、事件の原因分析、再発防止に向けた取組を進め、その調査結果と再発防止策を町民に公表すべきと考えております。先の12月全員協議会での入札見直しは、4項目の報告事項だけで終わり、町民も、事業者も、議会も納得するには不十分な報告内容であると受け止めております。また、今回の事件を職員個人の倫理意識の欠如と捉えているだけなのかどうか。その辺もお聞きしたいと思います。

二点目は、入札前の情報管理や、長期間にわたり価格漏洩を把握できなかった組織体制に問題があったと理解していますが、反省を踏まえて対応策・対策等を明文化した規則の作成或いは、また規則の改正を考えているかどうか。その辺もお答え願いたい。

三点目が、一担当課の問題ではなく、行政全体の再発防止に向けた組織としての在り方や進め方等の再検討・再構築が必要でないかと考えておりますが、御所見を伺いたいと思います。

四点目、職員へのアンケートを実施し、職員の意識や現状の把握を図り、「公共工事等入札不正行為再発防止対策審査会」といったような会を設置し、現在あります「上島町入札参加資格等審査会」や新規に立ち上がるであろう「職員倫理委員会」等々による行政内部での連携による検討が必要と考えていますが、その実効性を期待していいかどうか。ということもお尋ねいたします。

五点目が、町職員の不祥事に係る外部有識者による第三者委員会を設置し、元職員からの聞き取り調査から始まり、業者との関係性、再発防止に関する提言に至る協議経過を踏まえた調査報告書の提出をお願いしたいと、このように思っております。

最後に、これは、先の12月議会で要望したと記憶してはるんですけども、「公共工事」を実施するにあたり、地域住民に「工事案内と安全」を図るため、工事内容、期間、発注者、施工者、連絡先等々が明記した案内板が設置されていますが、その看板に請負金額を明記することを再度お願いしたい、検討していただきたいと思うしております。

この六点について、御答弁をお願いいたします。

○(村上 和彦 副町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和彦 副町長) はい。

(村上 和彦 副町長、登壇)

○(村上 和彦 副町長)

濱田高嘉議員にお答えいたします。

1 から 5 番までの質問につきましては、今回の公契約関係競売入札妨害事件の対応に関することですので、一括の説明とさせていただきます。

今回の事案に関しましては、1 月 24 日付けで町長コメントとともに、上島町入札制度の見直しについて、今治記者クラブへの情報提供、上島町ホームページによる公表を行っております。その対応により、翌日にはマスコミ各社によるテレビ報道、ネットニュース・新聞記事への掲載等がなされるなど、広く町民の皆様には公表させていただいたものと考えております。

また、翌 25 日には、上島町議会議長宛に、同様の資料を提出させていただいており、町議会議員の皆様におかれましても、内容等御理解いただいているものと承知しております。その情報提供の中に、再発防止策等を盛り込んでいることにつきましては、御案内のとおりです。

再発防止策につきましては、公表いたしました「入札制度の見直し」にありますとおり、各種制度の見直しを図るとともに、工事関係職員の不当要求行為等防止対策マニュアルを作成し、関係職員への周知・共通認識の確認を図るなど、不正が生まれない対策を講じております。

また、令和 4 年 12 月 1 日には、上島町職員倫理規程を新規制定し、全職員へ通知いたしました。更に、関係職員の処分決定後速やかに、全職員に向け、処分内容、事案の概要、処分の説明をすることで、事件の重大さを職員一人ひとりが認識し、問題意識をもつように強く求め、また、改めて倫理規程の再確認を促し、上島町職員として相応しい態度で職務に専念するよう指導いたしました。加えて、令和 5 年 2 月 20 日には全職員に対し、自治体の案件に精通した弁護士によるコンプライアンス研修も実施しております。

役場といたしましては、今回の事案を重く受け止め、今後も職員一丸となって再発防止に努め、町民の皆様の信頼回復に向け、誠心誠意取り組んでいく所存でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

6 番目の質問につきましては、12 月定例会でも申し上げましたとおり、愛媛県に準じて工事関係看板には請負金額明記の予定はございません。どうしても情報が必要な場合には、役場にお問い合わせいただくか、入札結果をホームページで公表しておりますので、こちらで御確認をお願いいたします。

なお、参考といたしまして、広島県では請負金額を記載していた時期もあったようですが、令和元年 8 月より明記しないことになっております。

以上、よろしくお願いいたします。

(村上 和彦 副町長、降壇)

○(10 番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

今の副町長の答弁はですね、私は納得できないというよりもね、単純に言いますと、率直に言って、それはあなた方の、職員仲間の話じゃないかと、いろいろやったといいますが、他の自治体はこういう事件が起きますとね、少なくとも行政がこの事件の顛末をレポートにして、オープンにしていますよ。

それは、ここに書いてますように、調査結果をはっきりとしてですね、それから再発防止はこういうふうにしましたと、これは議会に言ったからいいという話ではなくて、業者もわからない、町民も聞いてない、事件はあったことは知ってる、大変なことだのと、だから行政の内部でいろいろと再発防止に向けて、いろいろと手を打って、反省もし、書類もつくりということだと思いますけども、外には何ら見えてません。

私が6項目あげましたけども、そのうちの5項目については一括しての話で、最後の看板については答弁がありましたけども、やはり、これはいいチャンスと言うかね、こういうことが起きるのは、はっきり言って新町になって大方20年になりますけど、初めてのことでよね。

だから、やはりこれは総括して、こういう総括をして、調査結果こうなって、だからこういう手を打ったと、打ちます。それから、再発防止に向けての取り組みはこうのようになりますという、やっぱり報告書はですね、きちっと出していただかないと、これはまずいんじゃないかと、まずいというか、これは当然だと思いますね。

1月24日のネットに載せてますという話ですけど、非常にこれは私から言わせると、非常に簡単明瞭ですよ。簡単明瞭で当事者意識がないという、事実関係を述べてるというだけ、これはみんな、この程度はみんな新聞報道で知ってますよ。

ここに持ってきましたけども、確か24日、町長のコメントも入ってますけども、ただ、いろんな職員間の2名のことが公になってますけども、その他50代とか40代の課長、課長補佐がですね、戒告とか減給ですか、減額ですか、減給ですか、をされてるということも書かれていますし、今後この事件を重く受け止めて、職員一丸となって再発防止に取り組んでますという町長のコメントが入ってますけど、この、これだけの(資料を掲げる)だけでね、事が済むと思ってたら、これはあまりにも無責任というか、また起きますよ。この程度だったら。

やっぱり、きちっとした報告書、なぜこういう事件が起きて、それから、それを防止するためにはどういう規約とか、条例とかいうものを作り直して、ハードルを高くして、みんなが納得できるような再発防止に向けての報告書なり、そういうものは提出していただかないと、議会に言ってます、今まで聞いている話では、ホントに先ほど言いましたように、当事者意識が薄いというか、ないというか、あるから職員間ではやったんでしょう。でも、それが見えてこないですよ。

ぜひですね、これは少なくとも行政で今回の調査結果と再発防止策をきちっと提出をしていただきたい。最低限それをお願いしたいと思います。いかがですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先ほど、副町長が答弁させていただいたように、処分の当日には公表させていただいておりますし、同日と言いますか、翌日には議会のほうにも資料を提出させていただいております。

行政側としては、適正に処理をさせていただいていると認識しております。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

百歩譲ってですね、議会は資料をもらって説明を受けたかもわかりませんが、町民及び事業者はニュースだけで、新聞報道だけで、何ら行政からこのように、今回の事件をこう受け止めて、再発防止にこうやりますという方向性なり、レポートが事業者にいつてますか。それは、みんな疑心暗鬼と言いますかね、今回の問題が起きていろんな意見が、或いは話が業者のほうから聞こえてきますよ。

やっぱり、AからBに変えたら、AからBに変わったということをきちっと業者にも言わなければ。再発防止にはこういうふうなことにしましたと、これがないとですね、町民は新聞報道だけで、あまりにも私はね、この1月24日或いは2月の20日に出したという書類だけでですね、事が済むと思っておりません。

ぜひとも、少なくとも行政の立場で今回の事件の顛末と言いますかね、原因、分析をした結果こうだと、そのため、その延長線に再発防止はこういうふうにしますというぐらいのことはですね、やはり、どこの、他の自治体は事件起こしたところはみんな出してますよ。その上に第三者委員会つくって、行政とは立場が違う形で、第三者委員会からレポートも出てます。これは、ネットで調べれば多くの市も町も、こういう事件起こしたところは出てますよ。

うちは、この2ページ足らずの非常に、文章ホントに、これはね、当事者意識がないというしかない。もうこういう懲戒解雇しました、それから減給しましたと、町長は今回のことを重く受け止めて、自戒の念で減給しますと書かれていますけども、これはもうホントに事務の連絡といいますか、事務のレベルですね。事務方と言いますかね、庁内でこうしたよというだけの話で、これだけで私は、町民は納得と言うか、どうしてこういうことが起きたのかなあと、事件は知って、新聞報道では知ってるけど、でも逆に言うと新聞報道よりも中身がないですよ。

町長笑ってますけど、笑い事じゃないですよ。これは、改めて議会からも、今回の事件の顛末、これを出していただきたいと、報告、調査してきた結果こういう理由でこうなって、今後はこういう手を打って再発防止に努めますと、でもいくらね、条文で書いても、規約で書いても起こるんですよ。

一例を、私は交通違反、これまでに2回違反、罰金払いましたから、スピード違反10キロで罰金払ったし、それから一旦停止もかかって、もう2回かかってますけども、最近の話じゃないですよ。私が40代までに2回経験してますけども、これは法律違反したので罰金払いましたけども。

みんな、条例、規則、要綱等々をいくら書き直しても、今回のね、事件の問題点というのは何が問題かと、私もない頭で考えてみますとね、究極はですね、何て言っているのか、職員或いは現場からの意見やアイデアをもとにしてですね、トップが組織として意思決定を行う管理方法が十分に機能しなかったのが最大の原因ではないかと、このように私は受け止めております。

いくら、先ほど言いましたように、規約や条例を変えても或いはハードルを上げて、起こることは起こるんです。そこには、今言ったような、職員全体で考えて共通認識のもとで対応していかないとまずいんじゃないかと、こう思っております。

それから、最後にしますけども、先ほど副町長から、12月議会で工事の案内板に入札の請負金額を入れてくださいというお話をしましたが、入れませんと、うちがやってもいいんじゃないですか。

それから、先ほど副町長の説明では、広島県では令和元年から取り止めてますいうておっしゃってますけど、それは違いますよ。ここに持ってきましたけど、令和4年の工事、これは尾道市瀬戸田、道路改修工事、請負金額671万と（資料を掲げる）書いてますよね。これ前見せたと思うんですけども、こうやってやってるんですよ。

敢えて私はここに確認しました。そしたらね、こう言っていましたよ。100%ね、その、やってるかっていったら自信がないと、でもやっていますと。良いことは真似してくださいよ。こういうふうに皆さんも見えると思うんですけども、こういう看板はね、これはあれですか、コストは請負業者が作るんですか、それとも町がセッティングするんですか。お聞きしたいんですけど。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まず、看板につきましては、先ほど副町長、方向性につきましては、先ほど申し上げたとおり、上島町は他の事例にも沿って対応していくと、これは問題ないと思っております。

次に、対応につきましては、見解の相違かとも思いますけれども、私どもは他の自治体或いは同様の事案に沿って対応しております。新聞報道というか、報道機関への対応も、謝罪方法様々なホームページの掲載等々についても、他の自治体にも倣って、抜けてるところはないかも含めて対応させていただいておりますので、その辺は十分な対応をさせていただいてると思っておりますのでございます。

話の中で、何が問題か、究極という話がございます、トップの管理方法が機能しなかったということにつきましては、この後の議案にもございますように、私の責任の取り方として条例案を提出させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、もう一点は、この事案の大きな主題、事件となった部分は、令和2年8月の案件でございます、その当時は私はトップではなくて、対応はできなかったということも御理解いただきたいと思います。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員、最後です。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

今、町長がですね、自分がいなかったときに起きた事件だといいますけどね、これは、こういう問題はですね、はっきり言って長年のね、馴れ合いが、急にですね、令和2年に宮脇町政になって、甘くなってできたということじゃないんですよ。

やはり、合併して約20年経過してますけども、その間ですね、行政と或いは業者との関係が問題があったと、直ぐね、町政の担当が代わったからやれる問題でもないし、やる問題でもない、こう考えておりますから、これはもう宮脇町政も含めて、上村町政も含めて、この間に生じた案件、確かに事件そのものは令和2年ですかね、の入札で起きましたけども、その土壌、風土、それは長年の行政と業者の間に生じてきた結果が、たまたまその時期にあったということであると私は思っております。

なぜ、町長この看板がね、今やらなというけど（資料を掲げる）どうしてやらないんですか。良いことはやってくださいよ。無駄ですか。これは業者の勘定ですか、それとも町の勘定でつくるんですか。この看板は。ちょっとその辺教えてください。

○(前田 省二 議長)

はい、この質問に対して答えがあれば最後にしたいと思います。

○(上村 俊之 町長) （挙手）はい。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

方向性については、先ほど申し上げましたとおりでございます。

その具体的な内容につきましては、担当課からお答えいたします。

○(岡本 恭典 建設課長) （挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、岡本建設課長。

○(岡本 恭典 建設課長) はい。

12月議会でも御回答しましたとおり、愛媛県に準じて土木施工管理（町長から「どこが費用負担してるかということ」の声あり）

費用負担は、まず、請負業者が自分でつくっております。明記することにつきましては、愛媛県も過去30年やっておりません。必要性があれば、最近はインターネット、あと担当の窓口にご相談すれば直ぐお答えできますので、そちらで進めていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○(前田 省二 議長) はい。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

この勘定はですね、業者がもってつくるということであるならばね、余計にですね、何らそういう請負金額は、これ公表されてますから、議会通ってる金額ですから、これを謳ってもいいんじゃないかと私は思いますし、そこに差し障りがありますか。

掲載しない、謳わない、金額をここに載せないというほうがですね、何か行政が後ろめたいことがあるのかなと、必要以上にですね、思いますよね。

広島県はやってる。愛媛県はやってない。で、愛媛県がやってないからと言って、うちが、上島町がやっても問題ないと私は思います。ましてや勘定が、この製作費がですね、業者も

ちであれば、（資料を掲げる）ここまで業者はつくってますから、ね、弓削でもここに書いてるように、それから副町長が言った広島県では平成元年に取り止めてますというけども、実際には、平成4年の看板にちゃんと謳ってる（資料を掲げる）。

だから、これもできないというのはね、どういうことですかね。提案されて議会が承認して、議会通して決まった金額を謳って問題がありますか。ぜひ、これは再考していただきたいと思います。

それから、最後になりますけども、先ほど言いましたように、今回の事件の調査報告書或いはそれに伴って再発防止案、それをきちっと書面にして、大体他の自治体は3ページから5ページぐらいの文章で出てます。それも出さないというのはね、非常に私は、余計に行政の対応に疑問をもちます。いくら言っても噛み合わないといえますか、非常に残念でありますけども、今後の対応をどう取り組んでいくのか、いくらもう行政が規約等々を、ハードルを上げて起こることは起こりますし、それで解決するものではないと、総括しなくて何がその将来に向かってのね、糧になるんですか。私はそう思いますし、ぜひ再考をお願いしまして質問を終わります。（議長から「はい」の声あり）

（濱田 高嘉 議員、降壇）

○（前田 省二 議長）

はい、これで、濱田議員の質問を終わります。

日程第6、議案第1号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第6、議案第1号、「上島町長の給与の減額に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

○（上村 俊之 町長） （挙手）議長。

○（前田 省二 議長） はい、上村町長。

○（上村 俊之 町長） はい。

議案第1号、「上島町長の給与の減額に関する条例」について、説明させていただきます。

提案理由といたしましては、この度の公契約関係競売等妨害事件に関し、町政運営の総括責任者として、責任を重く受けとめ、自戒による措置として、令和5年4月分から6月分までの3ヶ月間、町長の給与月額について、10分の2を減額するための関係規定を整備するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上です。

○（前田 省二 議長）

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

○（8番・大西 幸江 議員） （挙手）はい。

○（前田 省二 議長） はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

先ほど、一般質問でもこの件は話題になったんですけれども、私も他の自治体の状況っていうのを幾つか調べてみました。全部はもちろんわからないので、幾つか調べてみるとですね、やはり事件が発覚しました、逮捕者が出ましたというふうになると、多くの自治体は、1ヶ月ないし2ヶ月ぐらいで、第三者委員会を立ち上げて、調査に入って、なぜこういうことになったのかということを検証し、その検証した結果をホームページに、先ほど、同僚議員も言ってましたけども、3ページから5ページぐらいの報告書というのを出しています。

そういう中で、どこの自治体も、町長若しくは市長の給与を削減というようなところに行き着いていくんですけれども、うちの町の場合はですね、逮捕されてから、委員会は全然立ち上げず、いきなりこういうふうに入札に関して見直しをしますというのが出て、その後、町長が、別の組織を立ち上げて検証しますというような形で、順番が逆なんですね。

住民にも、先ほどから新聞報道等で知っているから説明はしないと。全員協議会でも、私質問しましたけれども、説明しないということで、ここまで来てるわけですよ。ってなると、本当に町の対応がこれでいいのかという疑問が残るんですけれども、その辺はどういう調査をされて、こういう対応に至っているのかという説明をお願いしてもよろしいですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

事案が発生した当時は、皆さん御案内のように、その証拠になる書類等々は全て警察のほうに提供しておりますので、調査には取りかかることができないというのは御案内のとおりでございます。

その後、返していただいて、返していただいてから、資料がございませんから、返していただいてから内部でも調査を行い、御案内のように二名以外の処分も、こちらの調査の上、対応させていただいたということでございます。でございますので、適正に対応をさせていただいたものと判断しております。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

こういうことは、町長じゃなくて、総務部長か総務課長がお答えいただいたほうが、第三者的な立場でお答えいただけたと思うので、よろしいかと思うんですよ。印象が。

問題ないって言ってるんですが、他の自治体は違うんですかね、警察の対応が。資料がないから調査できないというお話なんですけれども、他の自治体は、1ヶ月ぐらい経って調査委員会が立ち上がってる、2ヶ月ぐらい経って調査委員会が立ち上がってるところは、早く資料が返していただけて、上島町だけが返していただけなかったというような状況があるんですかね。

多分ね、そんなことが理由じゃないと思うんですよ。資料があるかないじゃなくて、他の自治体は、先ほどの同僚議員の質問の中にあった職員アンケートなんかも実施しています

し、聞き取り調査を、やはり第三者、大学の先生とか弁護士さん、それから税理士さんが入って行っています。

そういうものがあつての今なんですよ、本来は。何かね、そういうことを考えると別に減額、責任を取って減額することが悪いと私も思いませんが、調査の段取り、仕方っていうのは、もう少し考えたほうがよかったんじゃないかと思えますけれども、その辺いかがですかね、反省とかございませんか。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

えーとですね、内部調査でも十分な結果が出ると判断した上で、今回の懲戒処分等の発表になっておりますので、第三者委員会と申しますそういう委員会については、今後もつくる予定はございません。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

私の質問でですね、そういう対応をしないということは、理解できない状況にあつてですね、ただ、町長の責任としてね、減給するというのはね、もうこれはないんじゃないかと思うんですよ。きちっとそういうものが出てきて、だから減給をすると。ここに書いてます自責の念ということを書かれてますけども、その自責の念があればですね、私が要望した少なくとも町として、今回の顛末の報告書等々は出てきてもおかしくないと思います。

この減給については、ただ、町長の月給を下げたほうが良いということで済む話じゃないと思いますので、私は、これは下げることには反対です。

○(前田 省二 議長) はい。

他に、

○(上村 俊之 町長) (挙手) よろしいですか。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先ほどから対応しないというような発言がございますが、私から、先ほどから述べているように、他の自治体のも調べさせていただいて、適正に対応をさせていただいております。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、池本光章議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

内部調査で十分な調査ができると総務部長が言われましたが、内部から出てるんですよ。そして、私の職員時代の経験からいえば、今まで何回も申し上げてまいりましたが、職員と業者が、立ち位置が逆転してるんですよ。業者が強いんですよ。業者が町長と交渉して、町長が職員を叱咤する。脅す。こういったことがまかり通ってるんですよ。

そういった中で、内部だけで何をもって十分な調査ができると言われたのか、お答えください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まず、前回もありましたが、町長が業者と何か話をしているというような発言、これで2回目でございます。

そういうことは一切ございませんので。(林康彦議員から「嘘ばかり」の声あり) ね、(池本光章議員から「ありました」の声あり) ございませんので、間違った情報を公の場で述べるのはやめてください。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

(池本光章議員から「総務部長、総務部長お答えください」の声あり)

○(村上 和彦 副町長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、

(池本光章議員から「総務部長に聞いてるんですよ」の声あり) どうですか。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、どうぞ。

○(杉田 和房 総務部長)

令和2年の8月当時、この入札があった当時の聞き取り調査は、当時の職員でありましたが、今回新たに、改めましてですね、今の幹部において、当時の関係した職員及び元副町長にも聞き取り調査を行っております。(池本光章議員から「全然、それで十分な調査でんじゃないですか」の声あり)

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

ちょっと激しくなりましたが、内部調査は、やっぱり内部の事案は、内部だけじゃやっぱり難しいですよ。どうしても。前も言いましたが、やっぱり内部はみんな知った人じゃないですか。しかも、地域も一緒でしょ。長い間一緒に仕事してますよね。みんな、一人ひとり悪い人じゃないことは十分に承知してるわけじゃないですか。

そしたら、本当はもうちょっと、ここを突っ込むところかなと思っても、私ら議員でも、ちょっと今回はこれぐらいでとか、っていう気持ちはやっぱり働くんですよ。っていうふうに考えたときに、やっぱり内部だけで調査して、それでおしまいっていうのは、やっぱりどうかと思うし、まして、その内部で調査した結果を、きちんと報告書として出さないっていうことは、やはり問題あると思うんですよ。

順番が本当に逆です。入札の方法を変えるんだったら、まず、そこから始めないと。内部調査にしたって、外部調査にしたって、もう既に変わってるじゃないですか。私が変わってるから、今更立ち上げてどうすんですかって聞いたら、もうこれ以上基本的には変えない。

じゃ変えないんだっいたらしくなくていいですよって言ったら、いや変えないとは言ってます。おかしいじゃないですか。言ってることが。

だから、内部調査だけにするにしたって、やはり結果は公表をちゃんと文書にしてすべきですし、いやそれで本来十分かと言われたら、他の自治体ではちゃんと第三者機関をつかってやっています。しかも、もっと早い段階で。

それを考えていただくっていうのも、もう一つの方法だと思うんですよ。その辺の再検討のお気持ちはございませんか。

○(前田 省二 議長)

質疑等々ございますけども、質疑これで最後にしたいと思いますが、答弁ございますか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

この案件に関しては、先ほどから申し上げているとおりでございます。

○(前田 省二 議長)

はい、これ質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、池本光章議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

(池本 光章 議員、登壇)

○(7番・池本 光章 議員)

議席番号7番、池本光章です。

議案第1号、「上島町長の給与の減額に関する条例」に反対の立場で、討論いたします。

上程理由は、職員の不祥事に関し、町政運営の総括責任者としての自戒による措置としてとありますが、自分で自分を罰するだけで、幕引きにするのですか。今回のこの事件は相当に根っこが深いものと私は認識しています。どこにその原因があるのか、はっきりしないままです。

そうした中で、12月定例会において、議員選出の監査委員の再協議を申入れましたが、却下されました。果たして、この現象は、どこに原因があるのでしょうか。事件に関与している会社の事務職にあるものが、監査するものとして適任でしょうか。他の11名の議員は、その方以上に適任ではないのでしょうか。

上村町長は、新聞紙上に、町民の信頼を著しく失墜させ、社会に与えた影響は大きく、改めて深くお詫びする。入札制度の見直しや職員倫理規定の整備など、再発防止に努めており、信頼回復に向け、誠心誠意取り組む。誠心誠意取り組むと上村町長、あなたは、コメントされているんですよ。覚えてますか。

そのあなたが、監査委員に対し、無頓着で倫理規定を無視するような行動をとられるのは、なぜでしょうか。他の監査委員では、何かまずいことでもあるのでしょうか。以前、議会選出の監査委員を、上村町長は、拒絶し続けたといったことも聞いております。

反対討論として、憶測での発言は控えますが、上村町長のこうした倫理規定を無視するような対応では、いろいろな想像をしてしまいます。

上村町長、確かに、あなたのコメントされたとおりですよ。町民の信頼を著しく失墜させ、社会に与えた影響は多大です。そのことを十分認識されて、今回の事件の原因究明、町民への結果報告、そして、信頼回復を実施された後、自分を自分で罰したらよろしいかと思われるが。

以上、何の報告もないまま、幕引きにならないためにも、議案第1号、「上島町長の給与の減額に関する条例」は、容認できません。

以上です。

(池本 光章 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

他に討論ございますか。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田徹也議員。

(藤田 徹也 議員、登壇)

○(3番・藤田 徹也 議員)

私は、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどまで、私もどうかなあ、どっちが正しいのかなあと自問自答してました。基本的には、町長1人が責任を負うべきでないという考えは、今でも変わってないのでありますが、いろいろな経緯、同僚議員の反対答弁も拝聴しまして、一方的な流れの中で、こういう形での議決はどうかと。

そして、職員の皆さんのこの事件後、大変な苦勞をして、仲間内でどうあるべきか、これからその上島町職員としてどうあっていくべきか、多大な時間をかけてですね、今日の第1号議案に至っています。

そして、上村町長のここは先ほどの答弁にもありましたが、私が在籍していない時の話ではありますが、その続きで、全体の責任を取って、男気を見せようじゃないかということですね、この問題、ね、幕引きではなしに未来に繋がる。職員の意識改革と行政の理事者側としての連携、この事件に関してですね、深く、よく考え、今深まっていき、これから先、防止対策などもしっかりとなされてくることと思います。

ここは同僚議員の皆さん、いろいろお考えはあると思いますが、ぜひね、正しい判断で、理事者及びその職員の気持ちも汲んでいただきたい。

私の賛成討論を終わります。

(藤田 徹也 議員、降壇)

○(前田 省二 議長) はい。

はい、討論ございませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

(大西 幸江 議員、登壇)

○(8番・大西 幸江 議員)

議席番号8番、大西幸江です。

私は、議案第1号、「上島町長の給与の減額に関する条例」について、反対の立場で討論させていただきます。

先ほどから、質問で申し上げましたように、他の自治体では、事件が発覚した時点で、検証委員会若しくは調査委員会が、第三者によって立ち上がって行われております。そして、その結果を公表しております。

逮捕から町としての動きというのが、結局、全く町民にも、そして私たち議員にも見えない中で、責任者としての自戒だけを解かれましても、なかなか理解が進みません。先ほど同僚議員も申し上げましたように、今回事件が発覚したのは、前町長の時ですけれども、実際新聞報道なんかによると平成27年から行っていたと、だから、もともと何らかの土壌があったということですね。

そういうことを考えても、やはり、この長年の不正というものに対しては、第三者委員会なりを立ち上げて、もう一度調査をして、住民にもしっかりと報告書を上げていただければと思いますので、その後の町長の自戒の念を十分に発揮していただいて、給与の減額をお願いできたらと思います。

以上です。

(大西 幸江 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

はい、他にございませんか。はい。

ないようですから、討論を終わります。

○(前田 省二 議長)

これから、議案第1号、「上島町長の給与の減額に関する条例」を採決いたします。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：徳永議員、林敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、亀井議員、藏谷議員

反対者：林康彦議員、池本光章議員、大西議員、濱田議員、池本興治議員

はい、起立多数です。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

時間が過ぎておりますので、ここで休憩に入りたいと思います。

再開は13時、1時からいたします。

(休 憩 ： 午後0時12分 ～ 午後1時00分)

日程第7～第9、議案第2号～第4号

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、日程第7、議案第2号、「上島町個人情報の保護に関する法律施行条例」から日程第9、議案第4号、「上島町情報公開条例の一部を改正する条例」までについては、関連がございますので、一括議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。

異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第2号、「上島町個人情報の保護に関する法律施行条例」から日程第9、議案第4号、「上島町情報公開条例の一部を改正する条例」までを一括議題といたします。

なお、採決については、議案毎にそれぞれ採決を行います。

それでは、議案提出理由の一括説明を求めます。

○(檜垣 明宏 企画情報課長) （挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、檜垣企画情報課長。

○(檜垣 明宏 企画情報課長) はい。

はい、それでは、議案第2号から第4号までの3議案につきましては、いずれも個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例制定でございますので、一括して説明させていただきます。

提案理由といたしましては、令和3年5月の個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、関係条例の制定整備を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

それでは、条例制定及び改正の概要について説明いたしますので、議案に添付しております説明資料をご覧くださいと思います。

まず、説明資料3分の1の議案第2号、「上島町個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定について説明いたします。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、今まで自治体毎に対応していた個人情報の取扱いについて、法に基づき、統一的な運用を行うこととなったことから、現在の上島町個人情報保護条例を廃止し、新たに上島町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。

規定の内容といたしましては、実際の義務規定とする項目の整備として、開示等請求における手数料の額を現在の条例と同じ無料と規定いたしました。

任意の規定としまして、法で規定されていない特に配慮を要する、必要とする個人情報について、上島町では、次の3点について規定いたしました。

- 1、本人の性的指向又は性自認に関する事項。
- 2、本人の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること、又は受けたことがあること。
- 3、本人が、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人であること、又はこれらであったこと。でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

次に、説明資料3分の2をご覧ください。

続いて、議案第3号、「上島町情報公開及び個人情報保護審査会条例」について説明いたします。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、国の個人情報保護委員会が一元的に制度を所管することとなり、現在の上島町情報公開及び個人情報保護審査会の役割が一部変更となることから、現在の上島町情報公開及び個人情報保護審査会規則を廃止し、新たに上島町情報公開及び個人情報保護審査会条例を制定するものでございます。

規定の内容といたしましては、従来の審査会では、上島町における個人情報保護制度のあり方を含め諮問しておりましたが、法改正により、法制度を運用する立場となることから制度のあり方について諮問することができず、運用ルールの策定、不作為による開示請求等、定型的な取扱いについて諮問することとなりました。

また、法に基づき、審査委員については、職務上知り得た秘密を漏らした場合の罰則規定を整備し、1年以下の懲役又は50万円以下の罰を規定いたしました。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

次に、説明資料3分の3をご覧ください。

最後に、議案第4号、「上島町情報公開条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、法の規定と整合性を図る必要があることから、上島町情報公開条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、現在の上島町情報公開条例における公文書の公開義務等に関する規定が、法の内容と整合性が図れていないことから、法に基づく規定となるよう、一部改正するものでございます。

また、現行条例の第20条から第25条までの上島町情報公開及び個人情報保護審査会の規定については、本条例から削除し、前ページで説明いたしました、上島町情報公開及び個人情報保護審査会条例の中で新たに制定することといたしました。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ですが、議案第2号から第4号までの説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

はじめに、議案第2号、「上島町個人情報の保護に関する法律施行条例」の質疑を行います。質疑はございませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

この個人情報の条例は非常に本当に難しくてですね、よくわからんのですけれども、第3条の要配慮者個人情報に係る記述等っていうところありますよね、一応3点に絞られたということなんですけれども、何でこの3点だけになったのか。

一応調べてみると、要配慮個人情報に当たる情報というのは、まだ他にも幾つかあげられるようなんですけれども、この3つに絞った理由をお聞かせ願えますか。

○(檜垣 明宏 企画情報課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、檜垣企画情報課長。

○(檜垣 明宏 企画情報課長) はい。

すいません。法に基づきまして、本条例の制定に対しましてですね、条例制定の専門業者であります業者で、本条例制定を検討してまいったんですけれども、他の自治体等の情報も共有していただきまして、今回、この1、2、3点、これを加えておくのが適正であろうという専門業者からの指導がございましたので、今回、この3点を要配慮というところで規定をしております。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

この法律自体が非常に難しいので、業者さんと打合せをして進めていただいた項目にしたんかなとは思いますが、実際調べてみるとですね、例えば、人種であるとか、他にも健康診断のことであるとかっていうのが、一応、10個ぐらいだったかな、私もちょっと、ぱらっと見ただけだったんで何とも言えないですけど、10個ぐらい多分あがってたと思うんですよ。

最も、今、こう言われているような、世の中的にこれはまずいよねっていうようなことを、ここの3点としてあげられてると思うんですけれども、実際には、その私が調べた分に載ってたようなことも配慮したほうが当然いいよねっていうような感じがするんですよね。

だから、他の自治体と同じにする必要は実際なくて、うちの上島町として必要と思われることはここに入れたほうがいいと思うんですけれども、今後、その検討とかされるようなお考えはありますか。

○(檜垣 明宏 企画情報課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、檜垣企画情報課長。

○(檜垣 明宏 企画情報課長) はい。

今、現在、この3点、要配慮ということで、条例の中に入れさせていただいておるんですけれども、その他の部分については、法のほうでもカバーされてるところはございますので、今後必要でありましたら、他の要配慮という部分も、条例の中で付け加えて規定していきたいと考えております。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

そうですね、ぜひこの条例制定で、今、これからね、情報社会ですから、終わらないように見直しをどんどんかけていっていただければと思います。

よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長) はい。

他に質疑ございませんか。はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号、「上島町個人情報の保護に関する法律施行条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

次に、議案第3号、「上島町情報公開及び個人情報保護審査会条例」の質疑を行います。質疑はございませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

この審査会が実施されるようなんですけれども、この審査会の委員にはどのような方がなるのか、考えられてる案があればお示しいただきたいんですが。

○(檜垣 明宏 企画情報課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、どうぞ。檜垣企画情報課長。

○(檜垣 明宏 企画情報課長) はい。

現行のですね、保護審査会の委員の方はですね、町の顧問弁護士及び各島の民生児童委員さんでありますとか、行政相談員でありますとか、各島から1人ずつと、弁護士さん1人の5名で構成しております。

この条例の可決後の委員さんにつきましても、同様に専門の知識を要するものというところで、顧問弁護士及び各島の人権擁護委員、民生委員さん等から選出をしたいと考えております。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

弁護士さんが入るのは非常にいいと思うんですけれども、この弁護士さんが1人だけだと、やっぱこの弁護士さんに引っ張られると思うんですよね。民生委員さんとか、町の役職をされてる方も当然いろいろな知識をお持ちなんですけれども、でも専門職って来られると、法律の専門家ですって言われたら、何か権威がある感じするじゃないですか。

なので、もう少しバランスを取った委員にしたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、そういうお考えはありませんでしょうか。

○(檜垣 明宏 企画情報課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、檜垣企画情報課長。

○(檜垣 明宏 企画情報課長) はい。

今、専門の知識を要してる方が、弁護士さんだけというところで、その他、次の条例においても5名で委員さん構成するんですがございますが、顧問弁護士さん、他に愛媛県とか、国のほうにも相談しましてですね、どのような審査会の委員が相応しいのか、ちょっと相談しながら検討をしてまいりたいと考えております。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

そしたら、県や国と相談していただいて、できるだけ1人の人がね、引っ張るような会じゃなくて、みんなで相談してきちんと判断ができるような、委員構成にしていればと思います。

よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長) はい。

他に質疑ございませんか。(「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号、「上島町情報公開及び個人情報保護審査会条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

次に、議案第4号、「上島町情報公開条例の一部を改正する条例」の質疑を行います。質疑はございませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

先日の全員協議会でも、自衛隊に対する情報提供のところを申し上げたんですけれども、その後どういう状況かというのは、多分、我が町のことを調べていただいたかと思います。

2021年時点ですでね、1794自治体中、962自治体が自衛隊に情報を提供しているそうです。だから半分以上が出しているんで、悪いことしてるとは到底思えないんですけれども、それでもですね、先日、北海道新聞に、旭川市で自衛隊の採用活動のための名簿の取扱いが問題

になりました。実際、今度からは、皆さんにちゃんと了解を取ってから提供することにしますというふうに、市長がコメントを寄せられておりました。

というようなことで、やっぱり問題はあると思うんですね。実際、この第7条の2項の（2）のところのAですね、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」っていうのは、適用除外というふうになっていて、この自衛隊に提供している名簿が、これに当たるというふうに解釈されると、やはりちょっと問題があるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の懸念はないような状況で運営される予定ですか。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

自衛官のですね、募集事務の個人情報の提供についてはですね、自衛隊法等からですね、総務省からですね、基本、住民基本台帳上ですね、写しを用いることに問題ない旨の通知はされているところでございます。

しかしながらですね、県内の自治体でも除外申請の手続きを行っている自治体があるということは承知しておりまして、今後ですね、自衛隊に個人の情報提供を望まない人の配慮につきましてはですね、国及び他市町の動向を見ながら、総合的に判断してですね、対応を検討したいと考えております。はい。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

今、担当課長から望まない人というような発言ございましたが、前回でも御説明させていただいたとおり、法律に則って対応をさせていただきます。

○(前田 省二 議長)

他に質疑ございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

(大西 幸江 議員、登壇)

○(8番・大西 幸江 議員)

議席番号8番、大西幸江です。

私は、議案第4号、「上島町情報公開条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論させていただきます。

今回の改正部分で、第7条第2項（2）によれば、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、公開しない情報に含まれないとされています。

先ほど、行政に質問した自衛隊への情報提供は、この部分に当たると考えられ、全国的にも問題となるケースがあることを、上島町としては理解されているものの、法に則って公開する。ということで、権力者から要求されたものは、仕方なくにしても、情報提供される恐れがあり、個人情報保護の意味を介さない内容と考えます。

以上のことから、この条例改正に反対いたします。

皆様の御賛同をお願いいたします。

(大西 幸江 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

他に討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号、「上島町情報公開条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：徳永議員、林敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、林康彦議員、
池本光章議員、亀井議員、藏谷議員

反対者：大西議員、濱田議員、池本興治議員

はい、賛成多数です。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第5号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第10、議案第5号、「上島町立学校設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(清水 伸 教育長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、清水教育長。

○(清水 伸 教育長) はい。

議案第5号、「上島町立学校設置条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

提案理由といたしまして、高井神小学校及び高井神中学校を廃校することに伴い、関係規定を整備する必要が生じたため、この案を提出するものです。

改正内容については、教育課長から説明いたします。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

改正内容について説明いたしますので、議案に添付しております参考資料、新旧対照表の1分の1ページをご覧ください。

別表第1中の「上島町立高井神小学校」、別表第2中の「上島町立高井神中学校」を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号、「上島町立学校設置条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第6号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第11、議案第6号、「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

それでは、「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

今回の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係規定を改めるものです。

主な改正内容について説明いたします。

今回の改正は、上島町には事業者がいませんが、国の方針に合わせ、家庭的保育事業者等に対して、安全計画の策定等の安全対策を義務付けるものです。

参考資料の新旧対照表の4分の2ページから3ページをご覧ください。

第7条の2第1項から第4項に安全計画の策定等の規定を追加し、第7条の3第1項、第2項に、移動車を運行する場合には、所在の確認をするように規定を追加しています。

第10条のただし書きを削除し、4分の4ページにある第14条第2項に、定期的な研修並びに訓練の実施について規定を追加しています。

次に改め文の2分の2ページの附則をご覧ください。

この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。なお、条例第7条の3第2項の規定の適用については、令和6年3月31日までの経過措置が設けられています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号、「上島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第7号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第12、議案第7号、「上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長)

それでは、「上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

今回の改正は、こども家庭庁設置法等が公布されたことに伴い、関係規定を改めるものです。

それでは、主な改正内容について説明いたします。参考資料の新旧対照表の2分の1から2ページをご覧ください。

第4条第2項及び第15条は、こども家庭庁設置法が公布されたことに伴い、関係規定箇所を整備するものです。

第26条は、民法及び児童福祉法の改正により、「懲戒に係る権限の濫用禁止」規定を削除するものです。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第7号、「上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員でございます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第8号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第13、議案第8号、「上島町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

それでは、「上島町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

今回の改正は、こども家庭庁法等が公布されたことに伴い、関係規定を改めるものです。

それでは、主な改正内容について説明いたします。参考資料の新旧対照表をご覧ください。

第1条及び第2条は、こども家庭庁設置法等が公布されたことに伴い、関係規定箇所を整備するものです。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がございました。

これから質疑に入ります。質疑はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（複数の「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第8号、「上島町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第9号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第14、議案第9号、「上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○（田房 良和 住民課長）（挙手）はい。

○（前田 省二 議長） はい、田房住民課長。

○（田房 良和 住民課長） はい。

「上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

今回の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係規定を改めるものです。

主な改正内容について、説明いたします。

今回の改正は、上島町放課後児童健全育成事業者に対して、安全計画の策定等の安全対策を義務付けるものです。

参考資料の新旧対照表の3分の1ページをご覧ください。

第6条の2第1項から第4項に、安全計画の策定等の規定を追加し、第6条の3に、自動車を運行する場合には、所在の確認をするように規定を追加しています。

3分の2ページから3ページをご覧ください。

第12条の2第1項から同第3項に、業務継続計画の策定等の規定を追加しています。

第13条第2項に、定期的な研修並びに訓練の実施について規定を追加しています。

次に、改め文の2分の2ページの附則をご覧ください。

この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。なお、条例第6条の2の規定の適用については、令和6年3月31日までの経過措置が設けられています。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第9号、「上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第10号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第15、議案第10号、「上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 住民課長) （挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

議案第10号、「上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

提案理由は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等が公布され、国民健康保険に関する規定を整備する必要が生じたため、関係規定を改めるものです。

改正内容については、出産育児一時金の金額を増額するものです。

それでは、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

第6条の「40万8,000円」を「48万8,000円」に改正するものです。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）
はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第10号、「上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第11号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第16、議案第11号、「上島町消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○（濱田 将典 消防長）（挙手）はい、議長。

○（前田 省二 議長） はい、濱田消防長。

○（濱田 将典 消防長） はい。

議案第11号、「上島町消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

提案理由として、消防団員の報酬等に関する基準の改正に伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものです。

新旧対照表で説明いたしますので、参考資料の3分の1ページをお願いいたします。

第12条中の「第1」を削除します。第13条第1項を削除し、同条第2項中の「前項の場合を除き、団員が」を「団員が」に改め、同項を同条に改めます。

3分の2ページをお願いします。

別表第1及び第2を削除し、別表に改めます。これは出動手当を費用弁償から報酬に改められたためです。

3分の3ページをお願いします。

ポンプ整備、車両整備を削除します。

これは、消防団の各分団への支給から個人支給へ改められたためです。

ポンプ及び車両の点検整備の実施については、訓練報酬として個人へ支給いたします。

なお、附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行します。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○（前田 省二 議長）

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第11号、「上島町消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第17～第29、議案第12号～第24号

○（前田 省二 議長）

次の、日程第17、議案第12号、「令和4年度上島町一般会計補正予算（第5号）」から日程第29、議案第24号、「令和4年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第1号）」までの補正予算案13件ですが、今回の補正は、入札減少金による補正や事業の実績に伴う減額が主な理由であるため、予算決算委員会への付託は省略し、本日、ここで審議の上、即採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。

御異議なしと認めます。

よって、今回の補正予算案につきましては、予算決算委員会への付託は省略し、本日ここで審議の上、即採決することといたします。

それでは、日程第17、議案第12号、「令和4年度上島町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○（杉田 和房 総務部長） （挙手）はい。

○（前田 省二 議長） はい、杉田総務部長。

○（杉田 和房 総務部長） はい。

議案第12号、「令和4年度上島町一般会計補正予算（第5号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,900万円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ69億5,200万円といたします。

第2項の歳入歳出予算の補正につきましては、お手元の予算説明資料No.1－1、令和4年度3月補正予算の概要に基づいて説明いたします。1ページをお願いいたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計がマイナス8,900万円。特別会計はマイナス6,590万円で、その内訳は、国民健康保険事業会計1,250万円、国民健康保険診療

所事業会計マイナス400万円、後期高齢者医療事業会計マイナス1,160万円、公共下水道事業会計マイナス1,920万円、農業集落排水事業会計1,800万円、介護保険事業会計マイナス4,390万円、介護サービス事業会計0円、浄化槽事業会計マイナス450万円、魚島船舶事業会計マイナス70万円、特別養護老人ホーム事業会計マイナス920万円、生名船舶事業会計マイナス330万円となっております。企業会計である上水道事業会計ですが、今回の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、町税、地方消費税交付金、地方交付税、国・県支出金、繰入金、諸収入、地方債等を財源として、既定の事務事業の見直しを行いました。

主な財源としては、地方消費税交付金780万円、これは、実績により増額を見込んでおります。地方交付税1億1,635万1,000円、内訳といたしましては、普通交付税4,485万1,000円、特別交付税7,150万円です。

2ページをお願いいたします。

国庫支出金マイナス1,793万9,000円、これは、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金等です。繰入金マイナス2億1,400万円、これは、ふるさと整備基金繰入金等です。諸収入5,485万5,000円、これは、長江港改修事業賠償金等です。町債マイナス3,110万円、これは、主に借入金を予定している各事業について、入札減少金等による事業費の減に伴う減額計上です。

以上、マイナス8,900万円で補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由と要旨ですが、まず1番目として、繰越明許費について説明いたします。

1番の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、年度内に実施する接種に必要な経費について繰越措置が必要なこと。

2番の肥料価格高騰対策事業は、国及び県事業が繰越しとなるため、町においても繰越措置が必要なこと。

3番の水産環境整備事業返還金及び13番の長江港改修事業返還金については、国・県への返還手続きに時間を要すること。

4番の水産物供給基盤機能保全事業及び5番の海岸保全施設保全施設整備事業は、関係機関との調整等に不測の日数を要したこと。

6番の町道稲浦幹線道路改良事業から9番の町道東風浜線道路改良事業は、計画、設計の策定や資材の入手に不測の日数を要したこと。

10番の佐島地区がけ崩れ防災対策工事は、入札不調により工法の検討が必要なこと。

11番の立石港海岸メンテナンス事業は、改修計画に不測の日数を要したこと。

12番の長江港海岸メンテナンス事業及び14番の弓削中央公民館解体事業は、入札制度の改正に伴い、工事の発注が遅れたこと。

以上のことから、年度内完成が見込めず、それぞれ翌年度に繰越すものです。

次に、2番目として債務負担行為の補正ですが、予算書7ページをお願いいたします。

これは、漁業者緊急支援資金及び中小企業振興資金に係る利子補給の追加、変更により限度額等を変更したものです。

先ほどの資料、補正予算の概要の3ページをお願いいたします。

3番目として、次の事務事業等が一部変更等要するに至りました。

- (1) のテレワーク環境等整備事業は、入札減少金等に伴う事業費の減。
- (2) の社会福祉協議会補助金は、補助金交付申請に伴う減。
- (3) の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、対象者数の減少に伴う減。
- (4) の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、県の配分決定による増。
- (5) の未来型果樹産地強化支援事業は、県の配分決定による減。
- (6) と (9) の国庫支出金返還金は、入札妨害事件に係る補助金返還金による増。
- (7) の民間木造住宅耐震改修工事等補助事業は、期間内に応募がなかったことによる減。
- (8) の長江地区里道拡幅工事は、実施計画見直しによる減。
- (10) の基金積立金は、財政調整基金等の積立てによる増となっております。

4 番目として、その他経常投資経費の変更を要するに至りました。

以上で、議案第12号、「令和4年度上島町一般会計補正予算（第5号）」の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

○(6番・林 康彦 議員)（挙手）すいません。

○(前田 省二 議長) はい、林康彦議員。

○(6番・林 康彦 議員) はい。

すいません、37ページの、ちょっとわからないんで質問なんですけど、37ページ、国庫支出金返還、これちょっと説明してもらっていいですかね。

○(岡本 恭典 建設課長)（挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、岡本建設課長。

○(岡本 恭典 建設課長) はい。

国庫支出金の返還につきましては、今回の事件に伴う3件の事業、こちらにつきましては賠償金請求に伴う国への返金返還金でございます。

以上です。

○(6番・林 康彦 議員)（挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、林議員。

○(6番・林 康彦 議員)

国からの賠償金請求ですか。

○(岡本 恭典 建設課長)（挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、岡本建設課長。

○(岡本 恭典 建設課長) はい。

国へ返すお金でございます。はい。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第12号、「令和4年度上島町一般会計補正予算（第5号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第13号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第18、議案第13号、「令和4年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○（今井 稔 健康福祉部長）（挙手）はい、議長。

○（前田 省二 議長） はい、今井健康福祉部長。

○（今井 稔 健康福祉部長） はい。

議案第13号、「令和4年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出をそれぞれ1,250万円追加し、予算の総額を9億5,150万円といたします。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入になります。1款の国民健康保険税、37万6,000円の増額は、現年課税分では、加入者の所得が見込みより低く減額となりますが、滞納繰越分で実績がありまして、それで増額となっております。

4款1項1目、保険給付費等交付金、1,242万2,000円の増額は、療養給付費が見込みより増額となり、普通交付金が増額となりました。

特別交付金は、結核疾病等の対象者が少なく、交付金申請支援事業の対象業務とはならなかったため、減額となります。

9ページをお願いいたします。

歳出になります。1款の総務費、190万8,000円の減額は、事業精査により歳入でも説明しました交付金申請支援業務である電算処理業務委託が不要となったため、減額するものです。

10ページをお願いいたします。

2款1項、療養諸費、1,332万4,000円の増額は、予想より医療機関受診者が多く、一般被保険者療養給付費が増額となったものです。

11ページをお願いいたします。

2款2項、高額療養費、150万3,000円の増額は、入院による高額な医療費が増えたためです。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○(前田 省二 議長) はい。

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第13号、「令和4年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第14号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第19、議案第14号、「令和4年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

それでは、議案第14号、「令和4年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算(第1号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ400万円減額し、予算総額を7,130万円とします。

主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入になります。1 款 1 項、外来収入、83万5,000円の減額は、国民健康保険等の受診者数の減によるものです。

2 款 1 項の手数料、49万2,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種の医業手数料の増額が主な理由です。

4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金、400万円の減額は、人事異動に伴う人件費の減です。

9 ページをお願いいたします。8 ページをお願いいたします。8 ページです。

9 款 2 項 2 目、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等医療支援協力金、20万円の増は、新型コロナウイルス感染症の治療等を自宅で行ったための県補助金を増額しております。

9 ページをお願いいたします。

歳出になります。1 款 1 項 1 目、一般管理費、400万円の減は、人事異動に伴う給与手当等の減額によるものです。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

8 ページのですね、先ほど説明のあった新型コロナウイルス感染症自宅療養者等医療支援協力金、これちょっと何か、よくどんな事業なのかがわかりにくいので、説明をお願いしたいんですけども。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

これはですね、新型コロナウイルス感染症にかかった方がですね、自宅で療養してる場合に、その訪問診療に医師が行った時に支払われる協力金となっております。はい。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、今井部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

先ほど、課長が言ったんですが、患者さんがコロナにかかれた患者さんが、自宅におったらですね、お医者さんがそこまで出向いて治療するということで、県から補助金をいただいております。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) ごめんなさい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

すいません、そしたら、お医者さんに来てもらった時の、お医者さんに費用を出してるという考えですかね。そういうことですね。

○(前田 省二 議長) で、よろしいですか。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

そのとおりです。(大西議員から「はい、ありがとうございます」の声あり)

○(前田 省二 議長)

他に質疑ございませんか。(「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第14号、「令和4年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

ここで、2時10分まで休憩をとります。

(休 憩 : 午後1時59分 ～ 午後2時9分)

日程第20、議案第15号

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、日程第20、議案第15号、「令和4年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

それでは、議案第15号、「令和4年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ1,160万円減額し、予算総額を1億5,250万円とします。

主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入になります。1 款 1 項、後期高齢者医療保険料、1,054万5,000円の減額は、当初、後期高齢者医療広域連合が見込んでいた保険料を徴収実績に基づき減額するものです。

4 款 1 項、一般会計繰入金、120万円の減額は、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金、その他の繰入金の実績及び保険料軽減額の確定により減額するものです。

8 ページをお願いいたします。

歳出ですが、2 款、後期高齢者医療広域連合納付金、1,153万9,000円の減額は、保険料の減と共通経費負担金の額が確定したことに伴い減額しております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第15号、「令和4年度上島町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第16号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第21、議案第16号、「令和4年度上島町公共下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第16号、上島町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について、説明いたします。

予算書の1 ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ1,920万円を減額し、総額を4億1,430万円とします。

4 ページをお願いします。

第2条の繰越明許費ですが、「公営企業会計移行支援業務」につきましては、構築予定の公営企業会計システムを現行サーバに導入するとリソース不足を起こすことから、サーバ本体の更新を踏まえた計画変更を行うため、翌年度へ繰越しするものです。

また、「防災・安全社会資本整備総合交付金事業」につきましては、生名浄化センター長寿命化事業において、監視盤内にあるシーケンサの納期が遅延したことにより、年度内完成が困難となったため翌年度に繰越しが必要となったものです。

補正予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

歳入ですが、3款1項1目、国庫補助金は、国費内示額確定により120万円の増額。

5款1項1目、一般会計繰入金は、支出総額見込みにより1,140万円の減。

7款1項1目、雑入は、消費税申告により還付金が生じたことから、80万円の増。

8款1項1目、公共下水道事業債につきましては、生名浄化センター長寿命化事業及び公営企業会計移行支援業務の入札減少金が生じたことなどにより、起債額980万円を減額補正するものです。

9ページお願いします。

歳出ですが、1款1項1目、公共下水道管理費の11節、役務費は、汚泥処分量の減少に伴い、汚泥運搬手数料を100万円減額するものです。

12節、委託料は、各浄化センターの維持管理保守点検業務及び公営企業会計移行支援業務の入札減少金、産業廃棄物処分費の減少により1,151万5,000円の減額。

26節、公課費は、消費税額確定に伴い260万2,000円を減額するものです。

1款1項2目、公共下水道建設費は、人事異動に伴う人件費として、合計410万4,000円を減額補正するものです。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第16号、「令和4年度上島町公共下水道事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第17号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第22、議案第17号、「令和4年度上島町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第17号、上島町簡易水道事業会計補正予算(第1号)について、説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

補正予算の総額に変更はございません。

2ページをお願いします。

第2表の繰越明許費ですが、公営企業会計移行支援業務につきましては、先ほど説明しました公共下水道事業会計と同じ理由で、翌年度へ繰越しするものです。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第17号、「令和4年度上島町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第18号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第23、議案第18号、「令和4年度上島町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第18号、上島町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)について、説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ1,800万円を増額し、総額を8,390万円といたします。

4ページをお願いします。

第2条の繰越明許費ですが、公営企業会計移行支援業務につきましては、先ほど説明いたしました公共下水道事業事業会計と同じ理由で、翌年度へ繰越しするものです。

また、農村整備事業につきましては、要望していました計画策定業務が令和4年12月に採択されたことから、翌年度に繰越しするものです。

補正予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

歳入ですが、3款1項1目、国庫補助金は、先ほど繰越明許費で説明いたしました国費採択により2,000万円の増。

6款1項1目、一般会計繰入金は、支出総額見込みにより50万円増。

8款1項1目、雑入は、消費税申告により還付金が生じたことから、69万6,000円増。

9款1項1目、農業集落排水事業債につきましては、公営企業会計移行支援業務の入札減少金が生じたことにより、起債額320万円を減額補正するものです。

9ページをお願いします。

歳出ですが、1款1項1目、農業集落排水管理費の12節、委託料は、補助事業による維持管理適正化計画費2,104万3,000円を追加計上したこと、及び公営企業移行支援業務の入札減少金により、246万9,000円減額することから1,857万4,000円の増額となります。

26節、公課費は消費税額確定に伴い、15万4,000円を減額補正するものです。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

この新しく上がってきたですね、農業集落排水施設維持管理適正化計画となってるこの事業について、御説明をいただきたいんですけども。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、後藤公営事業課長。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) はい。

維持管理適正化計画の事業なんですが、農業集落排水施設の現状とかを調査して、施設の機器の状況とか、効率化が図れるかなどを検討して、計画化するものです。

以上です。

○(前田 省二 議長)

よろしいですか。

他に質疑ございませんか。(「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第18号、「令和4年度上島町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第19号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第24、議案第19号、「令和4年度上島町介護保険事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

それでは、議案第19号、「令和4年度上島町介護保険事業会計補正予算(第2号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ4,390万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,230万円とします。

予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項の介護保険料の特別徴収保険料、340万円の減は、1号被保険者の数、被保険者数の減によるものです。

3款1項1目、介護給付費負担金の現年度分、747万5,000円の減は、介護給付費の減によるものです。

3 款 2 項 1 目の調整交付金の現年度、246万2,000円の増は、調整率が増えたことによるものです。

2 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目の介護給付費交付金現年度分、1,296万円の減は、介護給付費の減によるものです。

5 款 1 項 1 目の介護給付費負担金の現年度分、812万5,000円の減は、介護給付費の減によるものです。

7 款 1 項 1 目の介護給付費繰入金現年度分、600万円の減は、介護給付費の減によるものです。

7 款 1 項 4 目、その他一般会計繰入金、349万9,000円の減は、介護給付費と地域支援事業費の減によるものです。

9 ページをお願いします。

7 款 2 項 1 目、介護給付費準備基金繰入金現年度分、1,214万7,000円の減は、保険料収入額及び低所得者保険料の軽減、繰入金の減によるものです。

8 款の繰越金、734万5,000円の増は、前年度繰越金が決まったことによるものです。

予算書の10ページをお願いいたします。

歳出ですが、2 款 1 項 1 目の居宅介護サービス給付金、100万円の減から12ページもなんですが、2 款 2 項 3 目の地域密着型介護予防サービス給付金、150万円までの減は、利用者件数の減によるものです。

17ページをお願いいたします。

2 款 6 項 1 目の特定施設入所者介護サービス費、750万円の減は、法改正により、昨年8月から利用者負担額が段階的に変えられて、資産や所得の高い利用者が多く、自己負担が増えたことにより、逆にサービス費が減ったことによるものです。

18ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目、介護給付費準備基金積立金の628万7,000円は、前年度基金積立金の残額が確定したものです。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がございました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第19号、「令和4年度上島町介護保険事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第20号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第25、議案第20号、「令和4年度上島町介護サービス事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

議案第20号、「令和4年度上島町介護サービス事業会計補正予算(第1号)」の説明をいたしますので、予算書の1ページをお願いいたします。

予算の補正額は、第1条にありますように、今回補正はいたしません。

予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、5ページをお願いいたします。

歳入になります。1款1項5目、居宅介護サービス計画費収入、200万円の増については、利用者の増によるものです。

これに伴いまして、2款1項1目、一般会計繰入金、200万円を減額し、調整しています。

歳出はありません。

簡単ですが、以上で議案20号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第20号、「令和4年度上島町介護サービス事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第21号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第26、議案第21号、「令和4年度上島町浄化槽事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第21号、上島町浄化槽事業会計補正予算(第1号)について、説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ450万円を減額し、総額を3,100万円とします。

4ページをお願いします。

第2表の繰越明許費ですが、公営企業会計移行支援業務につきましては、これも公共下水道事業会計と同じ理由で、翌年度へ繰越しするものです。

補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、8ページをお願いします。

歳入ですが、3款1項1目、国庫補助金、91万1,000円及び4款1項1目、県補助金、17万5,000円は、浄化槽新設工事がなかったことから全額減。

6款1項1目、一般会計繰入金は、支出総額見込みにより220万円減。

9款1項1目、浄化槽事業債につきましては、公営企業会計移行支援業務の入札減少金が生じたことにより、起債額130万円を減額補正するものです。

9ページをお願いします。

歳出ですが、1款1項1目、浄化槽管理費の12節、委託料は、公営企業会計移行支援業務の入札減少により111万2,000円の減。

14節、工事請負費は、浄化槽新設工事がなかったことから、270万円減額補正するものです。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。(複数の「ありません」の声あり)はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第21号、「令和4年度上島町浄化槽事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第22号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第27、議案第22号、「令和4年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○（杉田 和房 総務部長）（挙手）はい。

○（前田 省二 議長） はい、杉田総務部長。

○（杉田 和房 総務部長） はい。

議案第22号、上島町魚島船舶事業会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

補正予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ70万円を減額し、総額を1億3,930万円といたします。

補正予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項1目、運航収入のうち、旅客収入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響も徐々に緩和され、利用者が見込みより増加したことにより150万円を増。

4款1項1目の一般会計繰入金は、歳出総額見込みにより220万円の減額するものです。

8ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款2項1目、一般業務費の3節、職員手当等は、見込み額と実質支払い額の差額の70万円減額補正するものです。

以上、簡単ですが、議案第22号の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○（前田 省二 議長）

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第22号、「令和4年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第23号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第28、議案第23号、「令和4年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○（今井 稔 健康福祉部長）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長） はい、今井健康福祉部長。

○（今井 稔 健康福祉部長） はい。

それでは、議案第23号、「令和4年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」について、説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条にありますように、今回の補正は、歳入歳出それぞれ920万円を減額し、総額を3億8,170万円とします。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、1款1項1目、介護サービス収入は、110万円の増は、1人当たりの平均単価が増加したことによるものです。

また、1款1項2目の自己負担金収入の40万円の減は、所得による自己負担割合が少ない方などの利用によって、当初予算の見込みより減少したことによるものです。

次に、6款1項1目の一般寄附金、400万円の増は、大口の寄附があったことによるものです。

8ページをお願いいたします。

7款1項1目、一般会計繰入金、1,370万円の増は、歳出予算総額の減に伴い、減額するものです。

続きまして、歳出予算について説明しますので、9ページをお願いいたします。

まず、1款1項1目の一般管理費、1,320万円の減額となっております。

主な内容といたしましては、2節、給料380万円の減。3節、職員手当等、590万円の減及び4節、共済費の320万円の減は、介護員の採用が、予定より遅れていることなどにより減額計上するものです。

次に、12ページをお願いいたします。

3款1項1目、基金積立金、400万円の増については、一般寄附金の増額に伴い、増額するものです。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第23号、「令和4年度上島町特別養護老人ホーム事業会計予算(第2号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第24号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第29、議案第24号、「令和4年度上島町生名船舶事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第24号、上島町生名船舶事業会計補正予算(第1号)について、説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ330万円を減額し、総額を3億370万円とします。

補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項1目、運航収入のうち、1節、旅客収入を150万円、2節、荷物収入を940万円それぞれ増額補正いたします。これは、岩城橋開通の影響により当初の見込みより利用者が増加したことによるものです。

3款2項1目、基金繰入金については、運航収入の増及び不用額により、基金取崩しを中止し、1,420万円減額するものです。

8 ページをお願いします。

歳出ですが、1 款 1 項 1 目、一般管理費の11節、役務費は、岩城橋開通に伴う交通整理員の配置数を抑えることができたため、手数料を400万円減額。12節、委託料は、立石港務所管理委託業務の入札減少金により100万円の減。24節、積立金は、剰余金について積立可能な額を基金に積立て、決算剰余金を整理するため2,000万円増額いたします。26節、公債費につきましては、消費税支払額の確定に伴い、495万円を減額補正するものです。

続いて9 ページお願いいたします。

1 款 2 項 1 目、運航総務費の2 節、給料及び4 節、共済費は、人事異動に伴う人件費の補正で合計350万円減額するものです。10節、需用費については、燃料単価の上昇があったものの岩城橋開通に伴うピストン運航が見込みより少なかったため、燃料費を400万円減。13 節、使用料についても岩城橋開通に伴う利用者運航回数の増が見込みより少なかったことにより、栈橋使用料を100万円減額するものです。

1 款 2 項 2 目、船舶整備費の10節、需用費については、中間検査時の修繕箇所が当初の見込みより下回ったため、600万円減額するものです。

以上、簡単ですが、議案第24号の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。(複数の「ありません」の声あり) はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第24号、「令和4年度上島町生名船舶事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

日程第30～第45、議案第25号～第40号

○(前田 省二 議長)

続きまして、日程第30、議案第25号、「令和5年度上島町一般会計予算」から日程45、議案第40号、「令和5年度上島町上水道事業会計予算」までの当初予算案16件を一括議題としたいと思います。御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、日程第30、議案第25号、「令和5年度上島町一般会計予算」から日程第45号、議案第40号、「令和5年度上島町上水道事業会計予算」までの当初予算案16件を一括議題といたします。

それでは、議案第25号、「令和5年度上島町一般会計予算」から順次説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第25号、「令和5年度上島町一般会計予算」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72億3,900万円と定めます。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7億2,390万円と定めます。

第5条、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号のとおりと定めます。

8ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為は、表の4事業について、期間及び限度額をそれぞれ定めています。

9ページをお願いいたします。

第3表、地方債は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を事業毎に定めています。

続いて、予算の概要について説明いたしますので、別冊の予算説明資料1-2、「令和5年度上島町一般会計予算編成基本方針とその概要」をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

まず、一般会計の予算総額は、72億3,900万円で前年度比7.8%増となりました。

歳入では、町税収入の減等に伴い、自主財源比率は28.6%と依然として低く、基金繰入金を除いた実質的な自主財源比率は11.5%となっております。

歳出における経常的経費のうち、義務的経費は、人件費が全体の21.3%、交際費15.6%、扶助費3.1%で、総額の39.9%を占めています。

6ページをお願いいたします。

基金繰入金については、徹底した歳出削減等に努めているところではありますが、財政需要の増加に対応するため、前年度比45.4%増の12億3,544万円となりました。

町債については、後年度の公債費負担を抑制するため、交付税算入措置のある有利な起債を中心に計上しております。

また、地方の財源不足を補填するために発行される臨時財政対策債については、見込み額1,800万円の約80%を当初予算に計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

個別の項目について、歳入歳出の順に説明いたします。

まず、町税についてですが、町民税は納税義務者の減等により、前年度比11.6%の減となっています。固定資産税は、償却資産の減等により0.1%の減となっています。町税全体としては、前年度当初と比べ2,689万円、5.1%の減となりました。

11ページをお願いいたします。

次に、地方交付税についてですが、国の地方財政対策等により試算したところ、普通交付税は32億4,600万円と見込んでおりますが、当初予算では、不確定要素を考慮して、資産額の約90%、29億2,100万円を計上しています。

なお、特別交付税については、前年度実績等を勘案し、前年度比3.8%増の3億100万円を計上しています。

12ページをお願いいたします。

国庫支出金についてですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減はありますが、離島活性化交付金等の増により、55.4%の増となっています。

13ページをお願いいたします。

県支出金についてですが、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金等の増はありますが、水産物供給基盤機能保全事業補助金等の減により、8.1%の減となっています。

14ページをお願いいたします。

町債についてですが、辺地、過疎債及び合併特例債の増等により40.0%の増となっています。

15ページをお願いいたします。

主な基金の状況についてですが、財政需要の増加に対応するため、令和5年度の基金繰入金の総額は、12億3,544万円となりました。今後も、可能な限り取崩しを抑制していきたいと考えております。

16ページをお願いいたします。

これから、歳出に移ります。まず、人件費についてですが、主な増要因は、フルタイム会計年度任用職員給与の増等によるもので、人件費全体では0.2%の増となっています。

続いて、17ページをお願いいたします。

物件費についてですが、行財政改革の観点から徹底した節減に取り組みましたが、電気料金の高騰に伴う光熱水費の増等により、物件費全体で10.9%の増となっています。

18ページをお願いいたします。

続いて、補助費等についてですが、プレミアム商品券事業の減等により、補助費等全体では14.9%の減となっています。

19ページをお願いいたします。

公債費についてですが、前年度比5.4%の減となっており、交付税の算入率は64.0%を見込んでおります。

20ページをお願いいたします。

扶助費についてですが、障害者福祉サービス等の増により、扶助費全体では7.9%の増となっています。

21ページをお願いいたします。

投資的経費についてですが、まず、工事費、公共分としては、弓削高等学校学生寮整備事業等の増により、187.7%の増となっています。町単分としては、弓削総合庁舎空調更新工事及びいきなスポレク体育館雨漏改修工事等の増により20.5%の増となりました。

次に、委託料、公共分としては、海岸保全施設整備事業及び地方創生道整備事業等の減により、82.6%の減となり、投資的経費全体では49.8%の増となりました。

23ページをお願いいたします。

繰出金についてですが、各会計の運営経費、建設経費等の一部として、14の特別会計に一般会計から繰出しを行っており、全体では、前年度比4,500万円、4.5%の増となっています。

24ページから27ページにかけましては、主な普通建設事業について、事業費、施工箇所を取りまとめておりますので、参考にしてください。

以上で、議案第25号、「令和5年度上島町一般会計予算」の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長) 次。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

議案第26号、「令和5年度上島町国民健康保険事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ9億2,260万円と定めています。第2条で、一時借入金の最高額を9,230万円と定めています。

予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

歳入になります。1款の国民健康保険税の1億2,293万7,000円は、被保険者数の減及び所得の減などにより、4年度より1,135万2,000円の減となっています。

9ページをお願いいたします。

4款1項1目1節、県補助金の普通交付金、6億5,112万5,000円については、歳出の一般被保険者の療養諸費、高額療養費などから算出し、計算しています。2節、特別交付金、2,235万5,000円は、保険者努力支援分と魚島国保診療所交付金など、県からの交付金を計上しています。

6款1項1目、一般会計繰入金は、保険基盤安定分などのルール分も含め、1億1,400万円を計上しています。

11ページをお願いいたします。

歳出になります。1款1項1目、一般管理費、2,526万2,000円は、職員2名分の人件費と電算処理業務委託料、579万1,000円が主なものです。

13ページをお願いします。

2款1項1目、一般被保険者療養給付費、5億6,700万円は、令和2年度から4年度の医療費実績をもとに、1人当たりの医療費を算出し、被保険者数を乗じて計上しています。

14ページをお願いいたします。

2 款 2 項 1 目、一般被保険者高額療養費の令和 2 年度から 4 年度の実績をもとに、1 人当たりの高額療養費を算出し、被保険者数を乗じて計上しています。

18ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目、一般被保険者医療給付費分、1 億4,599万円は、令和 3 年度実績をもとに、愛媛県が算出した納付金額を計上しています。

19ページをお願いいたします。

3 款 2 項 1 目、一般被保険者後期高齢者支援金分、4,754万4,000円も、愛媛県が算出した納付金額を計上しています。

3 款 3 項 1 目、介護納付金分、1,176万5,000円も、愛媛県が示した納付金を計上しています。

23ページをお願いいたします。

5 款 2 項 1 目、特定健康診査等事業費、1,217万3,000円は、特定健診受診者数810人分を見込んだ事業費を計上しています。

26ページをお願いいたします。

7 款 2 項 1 目の繰出金、1,087万7,000円は、魚島国保診療所へ繰出すお金となります。

以上、簡単ですが、議案第26号の説明を終わります。

○(今井 稔 健康福祉部長)

続きまして、議案第27号、上島町国民健康保険診療所事業会計予算の説明をいたします。予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条にありますように、歳入歳出7,000万円と定めています。第 2 条で一時繰入金の最高額を700万円と定めています。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明しますので、7 ページをお願いいたします。

歳入になります。1 款 1 項、外来収入、973万5,000円は、令和 2 年度から 4 年度の実績をもとに推計した診療報酬をそれぞれ計上しています。

8 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金、4,800万円は、人件費、公債費等に充てるため繰入れるものです。2 項 1 目、事業勘定繰入金、1,087万7,000円は、へき地直進運営費への国庫補助金分の繰入れです。

10ページをお願いいたします。

歳出になります。1 款 1 項 1 目、一般管理費、4,140万9,000円は、医師を含む職員の人件費やデジタルレントゲンシステム保守点検業務委託費、診療費、診療所通路屋根取付工事などを計上しています。

12ページをお願いいたします。

2 款 1 項 3 目、医薬品衛生材料費、688万3,000円は、薬品や衛生材料の医薬材料費を令和 2 年度から 4 年度の実績に基に計上しています。

以上、簡単ですが、議案第27号の説明を終わります。

○(今井 稔 健康福祉部長)

続きまして、議案第28号、「令和5年度上島町へき地出張診療所事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ560万円と定めています。第2条で、一時借入金の最高額を60万円と定めています。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたします。7ページをお願いします。

歳入になります。1款1項、外来収入、37万5,000円は、令和2年度から4年度の実績をもとに算出し、推計した診療報酬をそれぞれ計上しています。

3款1項1目、県補助金の衛生費補助金、332万4,000円は、人件費などの対象費用から診療報酬を差引いた基準額に、補助率3分の2を乗じて算出した額を計上しています。

8ページをお願いいたします。

4款1項1目、一般会計繰入金、150万円は、人件費など診療所運営費に充てるため繰入れるものです。

9ページをお願いします。

歳出になります。1款1項1目、一般管理費、484万円は、医師を含む職員の人件費2ヶ月分や派遣看護師委託料などを計上しています。

10ページをお願いいたします。

2款1項2目、医薬品衛生材料費、54万6,000円は、薬品や衛生材料費など医薬材料費を令和2年度から4年度の実績をもとに推計して計上しています。

以上、簡単ですが、議案第28号の説明を終わります。

○(今井 稔 健康福祉部長)

続きまして、議案第29号、「令和5年度上島町後期高齢者医療事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ1億5,890万円と定めています。第2条で、一時借入金の最高額を1,590万円と定めています。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

歳入になります。1款1項、後期高齢者医療保険料、1億900万2,000円は、令和4年度実績をもとに、愛媛県後期高齢者医療広域連合が算出した金額を計上しています。

4款1項、一般会計繰入金、4,910万円は、広域連合への納付金や低所得者に対する保険料軽減分の負担分として繰入れるものです。

9ページをお願いいたします。

歳出になります。1款1項1目、一般管理費、294万円は、納税通知書郵送料や後期高齢者医療システムに係る電算処理業務などを計上しています。

10ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金、1 億5,554万2,000円は、保険料調定予定額に町の低所得者へ対する保険料軽減分を加えた 1 億4,825万6,000円と市町共通経費負担金の広域連合の負担金728万6,000円です。

以上、簡単ですが、議案第29号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第30号、「令和 5 年度上島町公共下水道事業会計予算」について、説明いたします。予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条にございますように、歳入歳出それぞれ 3 億6,550万円と定めています。第 2 条、地方債につきましては、後程説明いたします。第 3 条で、一時借入金の最高額を3,660万円と定めるものです。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債におきましては、下水道事業債2,900万円を限度額とするものです。

予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、8 ページをお願いいたします。

歳入ですが、2 款 1 項 1 目、下水道使用料は、対前年度比97万円減の5,718万円を計上しています。

3 款 1 項 1 目、公共下水道事業費補助金、900万円は、弓削浄化センター長寿命化事業への国庫補助金を計上しています。

5 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は、対前年度1,470万円増の 2 億6,970万円を計上しています。

続いて、歳出に移りますので、10ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目、公共下水道管理費は、主に下水道の経営、施設の維持管理などにかかる費用で、1 億5,647万8,000円を計上しています。今年度は、下水道法第 4 条第 2 項の規定に基づき、上島町特定環境保全公共下水道事業計画を変更することから、業務委託料に上島町下水道事業計画等策定業務を予算計上しています。

11ページからの 1 款 1 項 2 目、公共下水道建設費には、弓削浄化センターの長寿命化工事実施設計を実施するため、日本下水道事業団に委託することから、委託料として713万円を計上しています。前年度に、生名及び岩城浄化センターの水処理設備工事と電気設備工事を実施しているため、対前年度比5,657万2,000円減となっています。

以上、簡単ですが、議案第30号の説明を終わります。

○(杉田 和房 総務部長)

続いて、議案第31号、「令和 5 年度上島町簡易下水道事業会計予算」について、説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ6,300万円と定めています。第2条で、一時借入金の最高額を630万円と定めるものです。

予算の主なものにつきましては、事項別明細書で御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項1目、水道使用料は、前年とほぼ同額の356万8,000円を計上しています。

3款1項1目、一般会計繰入金は、対前年度300万円増の5,900万円を計上しています。

続いて、歳出に移りますので、9ページをお願いいたします。

2款1項1目、一般業務費は、主に施設の維持管理などにかかる費用で、対前年度480万8,000円減の2,337万1,000円を計上しています。

減額となった理由としましては、前年度に公営企業会計移行支援業務を計上したことによるものです。

以上、簡単ですが、議案第31号の説明を終わります。

○(杉田 和房 総務部長)

続いて、議案第32号、「令和5年度上島町CATV事業会計予算」について、説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,610万円と定めております。次に、第2条で、一時借入金の借入れの最高額を570万円と定めております。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、1款1項1目、CATV使用料は、ほぼ前年度並みの3,307万5,000円を見込んでおります。

次に、2款1項1目、一般会計繰入金は、2,200万円を見込んでおり、前年度と比較して270万円の増で、これは、CATV主要機器の更新による増が主な要因となっております。

続いて、歳出について説明しますので、8ページをお願いいたします。

1款1項1目、CATV事業費は、5,567万1,000円を計上しており、前年度と比較して209万7,000円の増となっております。

内訳につきましては、主なものについて説明いたします。

まず、2節、給料、3節、職員手当等、4節、共済費の人件費は、一般職3名分と、フルタイム会計年度任用職員1名分で、2,123万円を計上しております。

続いて、9ページをお願いいたします。

12節、委託料は、598万5,000円を計上しており、前年度と比較して488万7,000円の減で、これは、前年度に実施した非常用発電機の点検機器等の交換業務を今年度は実施しないことによるものです。

14節、工事請負費は、1,716万2,000円を計上しており、主な内容は、CATV主要機器の更新工事となっております。

以上、総額5,610万円で、令和5年度上島町CATV事業会計の予算編成をしております。
簡単ですが、議案第32号の説明を終わります。

○(杉田 和房 総務部長)

続いて、議案第33号、「令和5年度上島町農業集落排水事業会計予算」について、説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ5,800万円と定めています。
第2条で、一時借入金の最高額を580万円と定めるものです。

予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、2款1項1目、農業集落排水使用料は、前年とほぼ同額の980万1,000円を計上しています。

6款1項1目、一般会計繰入金は、対前年度250万円増の4,750万円を計上しております。

続いて、歳出に移りますので、8ページをお願いいたします。

1款1項1目、農業集落排水管理費は、主に施設の維持管理などにかかる費用で3,467万5,000円を計上しています。

前年度は、公営企業移行支援業務費を計上しており、対前年度431万6,000円の減額となっております。

以上、簡単ですが、議案第33号の説明を終わります。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

議案第34号、「令和5年度上島町介護保険事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ9億3,890万円と定めています。
第2条では、一時借入金の最高額を9,390万円と定めています。

予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項の介護保険料、1億6,150万円は、対象者の減に伴い、前年度と比べ320万円の減となっております。

3款、国庫支出金、2億3,236万1,000円は、介護給付費負担金が減額していますが、調整交付金の交付率の変更に伴い増額となっております。

10ページをお願いいたします。

4款、支払基金交付金の2億3,611万4,000円と、5款、県支出金、1億2,902万4,000円については、保険給付費の減額に伴い減となっております。

11ページをお願いいたします。

7款1項1目、介護給付費繰入金については、1億361万4,000円、これは、保険給付費の減などにより減額となっております。2項、基金繰入金、888万8,000円は、介護給付費準備基金から充当するものです。

13ページをお願いいたします。

歳出になります。1款1項1目12節、委託料の介護保険事業計画等作成業務、495万円は令和6年度から8年度の計画作成の業務委託になります。

15ページをお願いいたします。

1款3項2目11節、役務費の手数料、340万円は、介護認定における主治医意見書手数料となります。

18ページをお願いいたします。

2款1項1目、居宅介護サービス給付費、1億5,720万円は、通所介護、福祉用具貸与、特定施設入所者生活介護の利用の増に伴い増額となっています。3目、地域密着型介護サービス給付費、3億396万円は、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護の利用者の増に伴い増額となっています。

19ページをお願いします。

2款1項5目、施設介護サービス給付費、2億7,120万円は、介護老人福祉施設、介護医療院の利用者の減に伴い減額となっています。

21ページから22ページですが、2款2項、介護予防サービス等諸費、1,332万6,000円は、利用者の減に伴い減額となっています。

24ページをお願いいたします。

2款4項、高額介護サービス等費と、次のページ、2款5項1目の高額医療合算介護サービスにつきましては、実績に基づき今年度と同額となっています。

26ページをお願いいたします。

2款6項1目、特定入所者介護サービス費、1,800万円は、利用者の減に伴い減額となっています。

29ページ以降につきましては、例年と同様の事業と予算額となっています。

以上、簡単ですが、議案第34号の説明を終わります。

○(今井 稔 健康福祉部長)

続きまして、議案第35号、「令和5年度上島町介護サービス事業会計予算」の説明をいたしますので、予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にありますように、歳入歳出それぞれ4,870万円と定めています。第2条では、一時借入金の最高額を490万円と定めています。

予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。

歳入になります。1款のサービス収入、1,643万8,000円については、利用者の減に伴い減額となっています。

続いて、歳出になります。12ページをお願いいたします。

2 款 2 項、地域密着型サービス事業費、2,239万円は、魚島龍宮園の運営事業費で、人件費と光熱水費の上昇などで198万1,000円の増となっています。

14ページから18ページの居宅介護支援事業費、介護予防日常生活支援総合事業費、障害福祉サービス等事業費については、ほぼ例年並みとなっています。

以上、簡単ですが、議案35号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、

(「議長、休憩、休憩取ってくれますか」の声あり) もうちょっと、説明がありますので、(林康彦議員から「まだ、次あるんかね」の声あり) 次、そしたら、ここで10分間休憩を、途中でございますが、10分間休憩をとりたいと思います。

(池本光章議員から「これが終わったら、まだあるんかな」の声あり) まだあるけん。

(池本光章議員から「まだあるんですか、あと」の声あり) じゃけん10分間休憩。

(休 憩 : 午後 3 時14分 ～ 午後 3 時24分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、説明を杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第36号、「令和 5 年度上島町浄化槽事業会計予算」について、説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条にございますように、歳入歳出それぞれ3,580万円と定めています。第 2 条で、一時借入金の最高額を360万円と定めるものです。

予算の主なものにつきましては、事項別明細書で御説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、2 款 1 項 1 目、浄化槽使用料は、前年とほぼ同額の482万3,000円を計上しています。

3 款 1 項 1 目、浄化槽事業費国庫補助金、92万6,000円と、4 款 1 項 1 目、県補助金、17万9,000円は、新規の浄化槽設置事業について交付されるもので、2 基分の計上をしています。

6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は、対前年350万円増の2,950万円を計上しています。

続いて、歳出に移りますので、9 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目、浄化槽管理費は、主に施設の維持管理などにかかる費用で、2,949万9,000円を計上しています。

1 款 1 項 2 目、浄化槽建設費は、新築家屋等に新たな浄化槽を設置する経費として、315万8,000円を計上しています。

以上、簡単ですが、議案第36号の説明を終わります。

○(杉田 和房 総務部長)

続いて、議案第37号、令和5年度上島町魚島船舶事業会計の予算説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ1億3,900万円と定めます。第2条では、一時借入金の最高額を1,390万円と定めています。

予算の主なものについて、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款1項1目の運航収入は、運航実績及びコロナ禍の回復を見込み、対前年度111万5,000円増の2,072万1,000円を計上しております。

2款1項1目の国からの離島航路補助金は、対前年度81万円増の2,816万4,000円を予算計上しております。

3款1項1目の県からの離島航路補助金は、対前年度120万円減の2,830万円を予算計上しております。

4款1項1目の一般会計繰入金は、対前年度220万円増の6,070万円を予算計上しております。

続いて、歳出に移りますので、9ページをお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費は、船舶事業の経営等に関わる諸費用で、対前年度97万5,000円増の1,517万6,000円を予算計上しております。

11ページをお願いいたします。

1款2項1目の一般業務費は、魚島・土生間の運航に関わる諸費用で、対前年度164万9,000円増の5,727万7,000円を予算計上しております。同2目の動力費が、燃料価格の高騰により、対前年度262万8,000円増の4,430万3,000円を予算計上しております。

12ページをお願いいたします。

同3目の営繕費は、船舶検査等に関する費用で、前年度の特別中間検査から、令和5年度は中間検査になることから、対前年度187万5,000円減の2,138万3,000円を予算計上しております。

以上、簡単ですが、議案第37号の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

それでは、議案第38号、「令和5年度上島町特別養護老人ホーム事業会計予算」について、説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条にありますように、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,700万円と定めます。また、第2条では、一時借入金の最高額を3,970万円と定めています。

予算の主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、1款1項1目の介護サービス費収入、1億8,560万円と、2目の自己負担金収入、6,220万円は、利用人数を1日平均64.2人と見込んで予算計上しています。

次に、1款2項1目の短期入所介護サービス費収入、1,320万円と、2目の自己負担金収入460万円は、ショートステイ利用人数を1日平均5人と見込んで予算計上しています。

8から9ページをお願いいたします。

7款1項1目の一般会計繰入金は、起債償還充当分と運営経費にかかる財政調整分を合わせて繰入れするもので、1億2,300万円を予算計上しています。

また、2目の基金繰入金の600万円は、ナースコールシステム更新工事等の財源として前年度と比較して400万円増額しています。

続いて、歳出を説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費、1節の報酬、2,196万9,000円は、嘱託医師の報酬と看護師、介護員、調理員などのパートタイムの会計年度任用職員の報酬を予算計上しております。

2節、給料から4節、共済費は、職員39人分の人件費とフルタイム会計年度任用職員の保険料を含め、予算計上しています。

11ページをお願いいたします。

14節、工事請負費、350万9,000円は、ナースコールシステム更新工事を予算計上しています。17節の備品購入、203万5,000円は、温冷配膳車の更新に係る購入経費を予算計上しています。

12ページをお願いいたします。

2款1項1目の介護サービス事業費の10節、需用費の4,643万1,000円は、前年度実績により、おむつ等の消耗品費、980万6,000円、それと、電気代、ガス代等の光熱水費、1,564万8,000円、そして、賄材料費、1,999万1,000円が主な内訳となっています。

次に、17節、備品購入費、26万9,000円は、介護用備品のパルスオキシメーターなどを購入するものです。

13ページをお願いいたします。

2款2項1目の短期入所介護サービス事業費、352万3,000円は、前年度実績を参考に、ショートステイ利用者に係る必要経費を予算計上しています。

15ページをお願いいたします。

4款1項の公債費、3,259万3,000円は、新海光園建設時に借入れをしました長期債の元利償還金を予算計上しております。

以上、簡単ですが、議案38号の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第39号、「令和5年度上島町生名船舶事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ3億3,100万円と定めます。次に、第2条では、一時借入金の借入れ最高額を3,310万円と定めています。

予算の主なものについて、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、1款1項1目の運航収入は、岩城橋開通に伴う利用者増とコロナ禍の回復を見込み、対前年度1,510万円増の2億5,820万円を予算計上しております。

3款1項1目、一般会計繰入金は、ゆめしま建造による辺地債に係る普通交付税ルール分の算入分として、1,880万円を計上。基金繰入金は、元利償還金のうち、先の1,880万円を差引いた額2,820万円を生名船舶基金から繰入れるものでございます。

4款1項1目、繰越金、2,561万3,000円は、前年度繰越金を計上しております。

次に、歳出ですが、8ページをお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費は、船舶事業の経営等に関わる諸費用で、対前年度107万3,000円増の8,755万4,000円を予算計上しております。

前年度からの変更点として、17節、備品購入費に、老朽化による不具合の解消及びインボイス対応が可能な生名フェリー乗船券自動券売機の購入費用900万円を計上しております。

10ページをお願いいたします。

1款2項1目の運航総務費は、立石・長崎航路の運航に関わる諸費用で、対前年度24万円減の1億5,541万5,000円を予算計上しております。

11ページをお願いいたします。

1款2項2目の船舶整備費は、生名フェリーの船舶検査費用で、ゆめしま・いきなの両船が前年度と同様中間検査を受検することから、前年度と同額の3,900万円を予算計上しています。

12ページをお願いいたします。

2款1項2目の公債費ですが、令和4年度は新造船ゆめしまの元利償還が半期分の支払いだったため、対前年度2,349万4,000円増の4,701万5,000円を予算計上しております。

以上、簡単ですが、議案第39号の説明を終わります。

○(杉田 和房 総務部長)

続いて、議案第40号、「令和5年度上島町上水道事業会計予算」について、説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量ですが、(1)給水戸数3,198戸、(2)年間総給水量58万6,021立方メートル、(3)1日の平均給水量1,601立方メートルを予定しています。(4)主要な建設改良事業につきましては、計上はございません。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入を2億4,100万円、支出を2億3,900万円と定めています。

2ページをお願いいたします。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入はなく、資本的支出を5,054万5,000円とし、不足する額を長期前受金戻入で補填するものであります。

第5条の議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額は、職員給与費の1,345万3,000円であります。

3ページをお願いします。

予算実施計画の収益的収入及び支出について、はじめに収入の主なものを申し上げます。

1 款 1 項 1 目、給水収益は、給水料金及び量水器使用料あわせて、昨年度とほぼ同等の 1 億 9,005 万 4,000 円を計上しています。2 項 2 目、長期前受金戻入、5,054 万 5,000 円は、減価償却に充てるため、国庫補助金などの長期前受金から償却見合い分を収益として振り替えて計上しています。

支出に移りますので、4 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目、原水及び浄水費の 7 節、受水費は、受水量 81 万 6,520 立方メートルを予定しており、金額として 8,617 万円を計上しています。

5 ページをお願いします。

2 目、配水及び給水費の 2 節、委託料に、漏水調査業務費用、102 万 3,000 円を計上しています。3 節、修繕費には、緊急用修繕財源の確保のため、修繕引当金を 100 万円計上しています。3 目、総経費は、上水道事業に関わります職員の人件費及び上水道の経営に関わる諸費用として、2,424 万 6,000 円を計上しています。

9 ページをお願いします。

資本的収入及び支出ですが、収入はなく、支出では、令和 5 年度では、建設改良費はございません。

1 款 4 項 1 目、長期前受金では、減価償却資産の取得時の補助金分の負債計上額であり、不足額については先ほど説明しましたとおり、収益的収入の長期前受金戻入により補填いたします。

なお、10 ページからは、給与費明細書や上水道公営企業の財政状況を示した予定キャッシュフロー計算書などを添付していますので、後程御参照ください。

以上、簡単ですが、議案第 40 号の説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

説明が終わりましたが、ただいまの議案第 25 号から議案第 40 号までの各会計当初予算案については、慎重審査の必要があるため、予算決算委員会に付託して審議したいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。

御異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、「令和 5 年度上島町一般会計予算」から議案第 40 号、「令和 5 年度上島町上水道事業会計予算」までの当初予算案 16 件については、予算決算委員会に付託し、会期中に審議することに決定いたしました。

よって、ここでの審議は省略いたします。

日程第 46、第 47、議案第 41 号、第 42 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 46、議案第 41 号及び日程第 47、議案第 42 号の「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、同様の人事案件であるため、一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、日程第46、議案第41号及び日程第47、議案第42号の「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題といたします。

なお、採決については、議案毎にそれぞれ採決を行います。

それでは、提案理由の一括説明を求めます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

それでは、提案させていただきます。

提案理由は、本町の区域に置かれている人権擁護委員が、令和5年6月30日をもって任期満了となるため、候補者を推薦することについて、人権擁護委員法第6条3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

議案第41号では、村上貴志夫氏、議案第42号では、中村一義氏でございます。

お2人は、人格、識見ともに優れ、人権擁護に対し造詣が深い方でございます。

人権擁護委員候補者として、引き続き、法務大臣に推薦するため、議会の御意見を賜りますようお願い申し上げます。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

本件は人事案件でございますので、質疑と討論は省略して、直ちに起立による採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

はじめに、議案第41号、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案のとおり、村上貴志夫氏を人権擁護委員候補者として適任であると認める方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第41号は、本案のとおり人権擁護委員候補者として適任であることと決定されました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第42号、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案のとおり、中村一義氏を人権擁護委員候補者として適任であると認める方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第42号は、本案のとおり人権擁護委員候補者として適任であることと決定されました。

日程第48～第54、議案第43号～第49号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第48、議案第43号、「上島町弓削高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」から日程第54、議案第49号、「上島町体験研修施設「知新館」の指定管理者の指定について」までの指定管理者の指定7件は、一括して説明をいただいた後、質疑、採決については、議案毎に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり) はい。

異議なしと認めます。

それでは、日程第48、議案第43号から日程第54、議案第49号までの指定管理者の指定について、一括して提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第43号から議案第49号までの上島町の公の施設における指定管理者の指定につきましては、提案理由が同じですので、一括して御説明いたします。

提案理由といたしましては、各施設の指定期間が令和5年3月31日で満了となるため、地方自治法第244条の2第6項及び上島町公の施設における指定管理者の指定に関する手続き等に関する条例第4条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理の候補者ですが、議案第43号の「上島町弓削高齢者生活センター」、議案第44号の「上島町生名デイサービスセンター」及び議案第45号の「上島町岩城高齢者生活福祉センター」の三つの施設は、社会福祉法人上島町社会福祉協議会。議案第46号の「上島町スポーツ合宿村」については、株式会社いきなスポレク。議案第47号の「上島町岩城観光センター」及び議案第48号の「上島町岩城農水産物処理加工施設」の二つの施設は、株式会社いわぎ物産センター。

以上、六つの施設について、それぞれ指定管理の候補者としております。

更に、公募により指定管理の候補者を選定した、議案第49号の「上島町体験研修施設「知新館」」は、指定管理者審議会の選定どおり岩城島農村塾を指定管理の候補者としております。

なお、指定期間ですが、岩城島農村塾は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とし、その他の六つの施設については、指定期間を令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としております。

以上、簡単ですが、議案第43号から議案第49号までの説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の一括説明がありました。

はじめに、議案第43号、「上島町弓削高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」これから質疑を行います。質疑はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

社協さんが、いろいろやっていただいているのも理解してるんですけども、この43号に関わると言うので聞いてみるんですが、ちょっと、社協さんの生名のほうのサービスが縮小するような話を聞いたんですけども、何か申し出とかというのはあったんでしょうか。

○(竹林 佳子 健康推進課長) (席移動)

○(前田 省二 議長) はい、竹林健康推進課長。

○(竹林 佳子 健康推進課長) はい。

社会福祉協議会さんのほうから、生名のデイサービスのほうの定員より、利用してる人数が減っているということで、減らしたいというふうな申し出がありました。

以上です。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

定員より減っているというのは、何の定員が減ってるんですかね。利用者の定員が減ってるのか、それとも来る人が減っているのか、何かその辺はどうなんですかね。

○(竹林 佳子 健康推進課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、竹林健康推進課長。

○(竹林 佳子 健康推進課長) はい。

利用者さんが、減っているということです。1日当たり、今、18人の定員なんですけど、18人に満たないということでございます。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

ちょっと、私が聞いたのは、全然逆で、来てる人が来ないでくださいという言い方はちょっと違うんですけど、変わってくださいみたいな話をしているというふうに聞いたんですけど、じゃあちょっとそれは何か、利用者さんのほうの勘違いですかね。

○(竹林 佳子 健康推進課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、竹林健康推進課長。

○(竹林 佳子 健康推進課長) はい。

定員が18名から10人になるために、一部の方は変わってくださってことは、お声がけがあったのかもしらんのですけれども、ちょっと詳細までは、申し訳ありません、わかりません。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。
討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第43号、「上島町弓削高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第44号、「上島町生名デイサービスセンターの指定管理者の指定について」これから質疑を行います。質疑はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。
討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第44号、「上島町生名デイサービスセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第45号、「上島町岩城高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」これから質疑を行います。質疑はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第45号、「上島町岩城高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第46号、「上島町スポーツ合宿村公園の指定管理者の指定について」これから質疑を行います。質疑はありますか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第46号、「上島町スポーツ合宿村公園の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第47号、「上島町岩城観光センターの指定管理者の指定について」これから質疑を行います。質疑はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第47号、「上島町岩城観光センターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

○（前田 省二 議長）

続いて、議案第48号、「上島町岩城農水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」これから質疑を行います。質疑はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第48号、「上島町岩城農水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第49号、「上島町体験研修施設「知新館」の指定管理者の指定について」これから質疑を行います。質疑はございませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

この指定管理者は、長年やっていたので、慣れてるのかなと思うんですけども、この報告書、審議結果の報告書にもあるような形で、事業がですね、慣れている故に、同じことをずっと繰り返してるような状況が見られるので、ここにあるのは、もうちょっと違う活動したらどうかなみたいな話書かれてるんですけども、それについて、担当課としてはどのような指導されていく予定ですか。

○(藤田 直弥 農林水産課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田農林水産課長。

○(藤田 直弥 農林水産課長) はい。

岩城の認定農業者たちなんかの研修及びこの研修をやって来たOBの方、ここにも書かれてるように、その方を講師に招いたりとか、新たな研修も組入れて実施していきたいと考えておりますので、指定管理者とは十分協議し、今後の活動について計画をしていきます。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

せっかく良い施設ですし、管理者のほうも慣れているので、研修だけにとどまらずですね、多少イベントをすとか、何か農業に関心をもってもらえるようなことをやるとか、っていうようなことも考えていただけたらいいのかなと思います。

それとですね、最後の行にですね、個人情報の保護についても具体性がほしいということで、今日も条例で改正ありましたが、指定管理の人たちにも、きちんとその個人情報の保護について、実質的なことをやりなさいというふうに強い文言に変わってますので、この農村塾のほうには、もう少し個人情報保護についての取り組みを働きかけしていただきたいんですけども、その辺はいかが考えておられますか。

○(藤田 直弥 農林水産課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田農林水産課長。

○(藤田 直弥 農林水産課長) はい。

本日、議案でも提出されました個人情報保護の関係で、今回、審議会での意見も真摯に受けとめ、多くこの指定管理者と協議を重ね、個人情報の保護を具体的にするように協議をしていきますので、よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

他に質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第49号、「上島町体験研修施設「知新館」の指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

日程第55、議案第50号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第55、議案第50号、「辺地に係る総合整備計画の策定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○（坂上 将人 総務課長） （挙手）はい、議長。

○（前田 省二 議長） はい、坂上総務課長。

○（坂上 将人 総務課長） はい。

議案第50号、「辺地に係る総合整備計画の策定について」御説明いたします。

これは、令和2年度から令和4年度の計画が終了したことに伴い、次期計画、令和5年度から令和7年度の計画を策定する必要があるため、提出するものです。

この計画に掲載されていることが、財政的に有利な辺地債を借りる際の前提条件となることから、現時点で対象となり得る事業計画について掲載をしております。

よって、本計画への事業掲載と予算計上とは、必ずしも一致するものではありません。

計画の内容ですが、辺地を構成する区域は、旧町村単位で弓削辺地、生名辺地、岩城辺地、魚島辺地の計四つの辺地となっております。

1枚めくっていただきまして、計画書1ページ目の弓削辺地の総合整備計画書をご覧ください。

1の辺地の概況の中の3番に辺地度点数という項目がありますが、辺地度点数という客観的な指標を算出し、その点数が100点以上であることが辺地の要件となっております。弓削辺地につきましては、159点となっております。

2の公共施設の整備を必要とする事情については、四つの辺地とも同様に、離島であり、住民の生活基盤となる公共施設の整備が遅れていることから、必要な施設整備が望まれているということです。

3の公共施設の整備期間は、令和5年度から令和7年度の3年間としています。

整備計画の内容につきましては、表に示しておりますように、地方創生道整備事業などに伴う交通通信体系施設、弓削浄化センター改修事業などに伴う生活環境厚生施設、道の駅整

備事業に伴う産業振興施設についてそれぞれ計上しており、弓削辺地の総事業費は、7億8,671万円となっております。

続いて、2ページの生名辺地の計画書をご覧ください。

生名辺地の辺地度点数は、170点となっております。

計画内容につきましては、表に示しておりますように、道路改修事業に伴う交通通信体系施設、いきなスポレク公園改修事業に伴う教育文化施設などについてそれぞれ計上しており、生名辺地の総事業費は、1億2,531万2,000円となっております。

続いて、3ページの岩城辺地の計画書をご覧ください。

岩城辺地の辺地度点数は、166点となっております。

計画内容につきましては、表に示しておりますように、地方創生道整備事業などに伴う交通通信体系施設、岩城浄化センター改修事業などに伴う生活環境厚生施設についてそれぞれ計上しており、岩城辺地の総事業費は1億6,050万円となっております。

続いて、4ページの魚島辺地の計画書をご覧ください。

魚島辺地の辺地度点数は、225点となっております。

計画内容につきましては、表に示しておりますように、魚島船舶建造事業に伴う交通通信体系施設、魚島保健センター改修事業に伴う生活環境厚生施設についてそれぞれ計上しており、魚島辺地の総事業費は、4億8,960万円となっております。

以上が、今回の辺地に係る総合整備計画となっております。

なお、本計画の策定にあたっては、法律に基づき、事前に都道府県との協議が必要となっており、愛媛県からは、「意見なし」の回答をいただいております。

以上で、議案第50号、「辺地に係る総合整備計画の策定について」の説明を終わります。
よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由等の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

まだ、当然決まったわけではないんですけれども、この弓削の辺地のところで、道の駅整備事業が総事業費5億円で、国からの国費ですかね、国費が2億5,000万円、一般財源が2億5,000万円になって、うち辺地債が2億5,000万円ってなってるんですけれども、これはどういう計算でこういうふうになってるんでしょうか。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

担当課と協議いたしまして、国の補助金が、今のところ見込みなんですけど、2分の1を予定しております。残りを辺地債に充てる予定となっておりますので、そのような数字になっております。

以上です。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。（「ありません」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようで

○(8番・大西 幸江 議員) （挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

○(前田 省二 議長) ごめんなさい。

（大西 幸江 議員、登壇）

○(8番・大西 幸江 議員)

議席番号8番、大西幸江です。

私は、議案第50号、「辺地に係る総合整備計画の策定について」反対の立場で討論させていただきます。

辺地債というのは、もともと公共施設の整備が遅れているということで、いろいろな生活基盤となる公共施設をつくるために出される債権だと思っております。

ですが、今回、道の駅、もちろん計画段階ですけれども、5億円の予算が付くようになっておりまして、辺地債2億5,000万円、借りるようになってます。

この辺地に係るこの計画なんですけれども、途中でも変更したりすることができるので、今、まだつくることも決まっていらないものに、こういう予算を付けてこなくてもいいと思うんですよ。

なので、一旦、これはやめていただいて、再検討していただいてですね、実際、計画をやるとなった時に辺地債の計画をしていただければと思います。

よろしくお願いします。

（大西 幸江 議員、降壇）

○(前田 省二 議長)

他に討論ございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第50号、「辺地に係る総合整備計画の策定について」を採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

賛成者：徳永議員、林敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、亀井議員、藏谷議員

反対者：林康彦議員、池本光章議員、大西議員、濱田議員、池本興治議員

はい、起立多数です。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第56、発議第1号、「上島町議会の個人情報の保護に関する条例」を議題といたします。

提出議員である宮地議員、提出の趣旨説明を求めます。

宮地議員、登壇をお願いいたします。

(宮地 利雄 議員、登壇)

○(5番・宮地 利雄 議長)

発議第1号、「上島町議会の個人情報の保護に関する条例」。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月7日、上島町議会議長、前田省二様。提出者、上島町議会議員、宮地利雄。賛成者、上島町議会議員、徳永貴久、同じく、亀井文雄。

提出理由、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会における個人情報の取扱いについて、議会独自の条例を制定する必要性が生じたので、この案を提出します。

次のページを開いてください。

上島町議会の個人情報の保護に関する条例は、第1章から第6章により構成されており、「第1章 総則」は、第1条から第3条において、条例の目的、定義、議会の責務を規定しています。

次に、5ページの第4条から第16条で構成する「第2章 個人情報等の取扱い」においては、議会における個人情報の保有の制限、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の制限などを規定しています。

次に、11ページの「第3章 個人情報ファイル」、第17条においては、議会が保有している固定の個人情報を容易に検索できるよう、体系的に構成した個人情報ファイルの内容を記載した帳簿のうち、一定内容、規模等を有するものを個人情報ファイル簿として作成、公表すること等を規定しています。

次に、13ページの「第4章 開示、訂正及び利用停止等」においては、第18条から第30条で構成する「第1節 開示」で、議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手続き、開示請求に対する措置、開示決定等の期限を規定しています。

21ページの第31条から第37条で構成する「第2節 訂正」で、議会が保有する個人情報の内容が事実でないと思料するものからの訂正を請求する権利、訂正請求の手続き、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限を規定しています。

23ページの第38条から第43条で構成する「第3節 利用停止」で、議会が保有する個人情報について、この条例の定める事項に違反して保有、提供等される場合に、利用停止、消去等を請求する権利、利用停止請求の手続き、利用停止請求等に対する措置、利用停止決定等の期限などを規定しています。

26ページ、第44条から第46条で構成する「第4節 審査請求」で、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等、また、これらの請求への不作為に関わる審査請求等の手続きを規定しています。

次に、28ページの第47条から第52条で構成する「第5章 雑則」においては、未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供、苦情処理、個人情報の適正な取扱いの確保、施行状況の公表等を規定しています。

次に、同ページの「第6章 罰則」は、第53条から第57条において、職員、委託事務に従事する者又は派遣労働者が、正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合、これらの者が不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合等の罰則を規定しています。

なお、附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行します。

以上でございます。

よろしくお願いします。

(宮地 利雄 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

ただいま、提出の趣旨説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、発議第1号、「上島町議会の個人情報の保護に関する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：徳永議員、林敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、林康彦議員、

池本光章議員、亀井議員、池本興治議員、藏谷議員

反対者：大西議員、濱田議員

はい、起立多数です。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第57、報告第1号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第57、報告第1号「議員派遣報告について」を議題とします。

本件につきましては、お手元に配付のとおり、報告書が提出されております。

報告第1号、「令和5年上島町消防出初式」。

以上で、議員派遣報告についてを終わります。

日程第58～第61、議員派遣の件

○(前田 省二 議長)

次の日程第58から日程第61の「議員派遣の件」につきましては、一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。

御異議なしと認めます。

よって、日程第58から日程第61の「議員派遣の件」については、一括議題といたします。

本件につきましては、主催者から出席案内がありましたので、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りいたします。

「上島町立中学校卒業証書授与式」、「上島町立小学校卒業証書授与式」、「上島町立小学校入学式」、「上島町立中学校入学式」に、議員を派遣することに御異議ございませんか。

（複数の「異議なし」の声あり）はい。

御異議なしと認めます。

よって、「上島町立中学校卒業証書授与式」、「上島町立小学校卒業証書授与式」、「上島町立小学校入学式」、「上島町立中学校入学式」に、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 散 会

○（前田 省二 議長）

以上、本日の審議はこれまでとし、本日、予算決算委員会に付託した、議案第25号から議案第40号までの、令和5年度上島町一般会計予算及び特別会計並びに企業会計予算案16件については、3月15日の午前10時から会議を開いて審議を行うこととし、議事日程は、当日配布いたします。（林敬生議員から「議長、3月9日じゃないですか」の声あり）再開が3月の15日ですから。それまでに委員会は開いて。

お諮りいたします。

本日は、これで散会とすることに御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。

御異議なしと認めます。

よって、本日は、これで散会するとすることと決定いたしました。

（起立、礼）

（了）

（令和5年3月7日 午後4時21分 閉会）

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員